

の「政治的」の意味をもつてゐる。政治的とは、政治家が政治的立場から行動する事である。政治家は、政治的立場から行動する事である。政治家は、政治的立場から行動する事である。

政治家は、政治的立場から行動する事である。政治家は、政治的立場から行動する事である。

政治家は、政治的立場から行動する事である。

近世編

近世編は、近世の歴史を題材とした小説である。近世の歴史は、明治維新から大正時代までの歴史である。近世の歴史は、明治維新から大正時代までの歴史である。

近世の歴史は、明治維新から大正時代までの歴史である。

近世の歴史は、明治維新から大正時代までの歴史である。

近世初期の春野

新しい村落の成立

浦戸一揆 長宗我部元親は戦国大名支配の体制を近世化するため、前述したように検地、あるいは城下町建設、掟書制定等懸命の努力をかたむけたが、年六十一歳、病んで伏見に死去した。慶長四年（一五九九）五月十九日のことであった。時しも政局は豊臣秀吉死後きわめて流動的であり、嗣子長宗我部盛親にとって、この危局を乗り切ることは容易ではなかつた。

はたして盛親は翌五年（一六〇〇）九月十五日の関ヶ原の戦いに、西軍西田三成に加担して敗北する。急遽海上を浦戸城に帰った盛親は、籠城を決意して家臣を浦戸城に召集する。土佐国各地から続々浦戸城に集合したいわゆる一領具足たちは、大いに気勢をあげて戦意を高めたが、盛親は上方からの連絡で、考え方直して徳川家康に謝罪のために上阪する。こうした動搖がよい結果となるはずではなく、盛親は捕えられたうえ土佐国は没収され、山内一豊は改めて土佐一国の領主として入国することになる。

浦戸城に籠つて氣勢をあげた一領具足たちの前に、城受け取りとして、まず井伊直政家臣鈴木平兵衛らが介添えとなつて、一豊の弟康豊が現われたのは同年十月十九日であった。一領具足たちは激しくこれに抗議して、鈴木平兵衛らを雪蹊寺に約五十日にわたつて閉じ込め、せめて土佐半国を長宗我部氏に与えられたいと談判したが、弁口と駆引きに勝れた平兵衛は、長宗我部氏の旧臣のうち家老大身衆を味方とし、ついに一領具足たちを破る。十二月三日であった。戦いは浦戸城西方の糠塚で行なわれ、敗北した一領具足の首二百七十三は、大坂城の

家康の許に送られる。土佐の歴史で有名な浦戸一揆と云われるものである。この一戦によつて、山内政権は一挙に確立し、翌慶長六年（一六〇一）正月八日、山内一豊は浦戸城に入城し、いよいよ領国經營に精力的に取り組むことになる。

ところで、一領具足についてはすでに前述したが、これが長宗我部氏の勢力を支える重要な基盤であったことは、世に隠れなかつたので、新國主山内氏は入国に当りその帰服に努力している。たとえば井伊直政が前述鈴木平兵衛に宛てた命令の一項に、

一、山内対馬守殿（一豊）より、一領具足身上落着の儀、誓詞を以つて申越され候由に候。定めて此上は申分有るまじく候哉「土佐国地方史料」。

とあって、一豊が一領具足の身の上に付いては責任を負うから、心配しないようにと云うのである。また同史料によれば、康豊も浦戸一揆のまだ鎮定しない時、「在々所々の百姓山中へ隠れこれある由に候。然れば当国法度の事、衛門太郎殿（盛親）御置目の如く申付くべく候間、又々在所へ立還り尤もに候」と、これまた同様に一領具足たちの帰服に努めている。これらの努力は完全に実を結ばなかつたが、いずれにしても浦戸一揆によつて結着は付き、山内政権は動き出すこと前述のようである。

さて春野地区には前述のように一領具足が多く、また浦戸城とも至近の距離にある。かならずや浦戸一揆に参加し、長宗我部氏の末路に殉じた者も、内ノ谷の北代市右衛門のように少なからずあつたと思われるが、伝えられたものは多くはない。あるいは、伝説によれば（土佐市用石故松沢繁吉氏）、康豊は浦戸城下の浦戸湾口で入城を拒否された後、西に廻つて仁淀川口を遡り、用石（土佐市）と新居（土佐市）との境に近い十文字の淵の上み手、ざせんが鼻に上陸したというのであるから、ここから浦戸城に向つて東進したとすれば、比較的早く春野地

区は山内氏に帰服したとも考えられ、その犠牲が少量に食い止められたかもわからない。もっとも後述引用の「吾川郡本田新田地払帳」高知市甲藤勇氏所蔵によれば、春野地区には郷士が比較的少ない。もっとも仁ノの小島氏は、「長宗我部地検帳」にも出る有力な一領具足層であつたが、これは浦戸一揆には参加せず、その勢力を温存して郷士となり、前述「地払帳」以下略称するに、

四拾五石四斗八升 小嶋惣九郎 領知

ほか四名の小島氏がある。小島氏のような場合は少なく、春野地方でも打撃を受けあるいは滅亡、退転した一領具足がむしろ多かつたのである。在地を根底から搖さぶった大事変であつたからである。

なお一領具足を破滅に追いやつた長宗我部氏の家老重臣たちの中に、町野又五郎「土佐物語」の名がある。これは「弘岡地検帳」の

西ノ城南ノ岡三亘懸テ 同（西ノ城ノ村） 新介居

一、三十式代 出井六代 町 又五郎 給

一、四代久荒 上屋敷 田

および

西ノ城ノ南本丸ヨリ南古道 西ノ城 町又五郎抱

一、四代久荒 散 田

の町又五郎と同一人と思われ、かつて家老重臣級として、吉良氏滅亡後の弘岡方面に睨みを利かしていたものが、この長宗我部氏の最後に当つて、見解を異にして一領具足を破つたものである。

兵農分離－知行割 話しを前に返そう。長宗我部氏の滅亡が打撃となるのは、一領具足よりもむしろこれを破つた家臣大身層であった。主家滅亡によつて浪人となつた彼らは、すべて土佐国を退去して他国に仕官を求めな

村名	本田地高	蔵入地	知行地
内谷	五〇六石九八三	七三石八八九	四三三石〇九四
東諸木	一四五六・〇五四	四六九・三八〇	九八六・六七四
西諸木	二七九・四〇六	一七一・八六九	一〇六・五三七

春野町関係本田内訳 「吾川郡本田地払帳」より集計

春野地区の地行割については「御当代仕物帳」「野中兼山関係文書」に、「其節は御入国否やにて何も侍中浦戸に居余り近き在郷へ罷在り候。六兵衛、次郎衛門二人は秋山住居いたし（略）、日比小八郎も同所に居合せ知行割仕り候由」と、入国直後秋山で知行割があつたことが示される。かくて

いざれにしても、すべては、浦戸一揆で終った。家老大身は去り、帰服した一領具足はほとんど百姓となつた。いわゆる兵農分離は土佐でも完了した。実際に他国よりも約二十年後のことであった。土地はすべて山内氏のもの、そして山内氏はこれを蔵入地として、自分の直轄支配におくか、あるいはこれを家臣に知行地として分与する。これは慶長六年（一六〇一）から一、二年の間に急速に行なわれたが、いわゆる知行割である。一豊はこれを推進するため武力を誇示して国内を巡見するとともに、年貢の増徴を恐れて領内農民の動搖することを防ぐため、「長宗我部地検帳」の地高一反別を一步も増減しないことを約束する。かくて知行割に伴つて、田地一筆ごとに百姓の田地付一旧一領具足の耕作権を認めてこれを百姓として格付けする仕事は完了する。嶺北地方（本山町）で高石左馬助が滝山一揆を起して反抗したことは、この知行割一百姓の田地付に対して、なお旧一領具足がなじまなかつたことを示すものである。

右の「今井左馬助給」のような給地を没収され、百姓身分として、年貢、夫役を負担させられるからである。戦国大名長宗我部氏を援けて、各地に転戦した栄光はまだ記憶に新しく、また村方に於ける伝統的勢力からも、百姓並には堪えられなかつたからである。

キワイ谷西ノヨリ
一、式十代 下々畠
定芝定荒 同
同村（應瀬村）今井左馬介給。
同（喜津賀分）

越後守之松は山下を越すと志摩守の御内否と云ひ
侍中浦戸居除く者左馬助一等在六七萬石を差戻す
ハ松山藩領もし折戻田方爲め檢見坪内開基才也
國評被給（此處は元度主不取原より日比小八郎）因
而居合知行割一領具足爲め水戸主也。銀毛主不取石
久保家良、秋山を越す御所城主も此處に有る
豈止此也。今又海道主也。志摩守地高止焉。下
う更に山ヶ谷経、坂本ノツルノ主也。高木屋門先河
角の道、濱國富源也。尚ア御内也。社主よしは新事、西会

物帳（高知県立図書館蔵）
当代（御）
たとえば香宗我部氏、あるいは元親の妹で波川玄蕃の妻であつた養甫尼などそうである。他にも前述町又五郎などももちろん土佐を後にしたのである。

その点一領具足はむしろ恵まれていたと云える。前述し

の罪人となり、仕官の道を絶たれることを恐れたからである。したがつて、彼らは一揆落着後それぞれ縁手を求めて他国に赴く。⁽²⁾ 春野地区に所領を持った長宗我部氏一族の、

あつた養甫尼などそうである。他にも前述町又五郎なども

右表の示すように、中世大いに栄えた社寺も一領具足同様ほとんどその所領を没収され、社寺の維持はおおくは村方における氏子、檀徒の負担にまつこととなり、とくに弘岡三カ村氏神の荒倉神社の場合、一豊の命によつ

卷之三

このように春野地区でも、藏入地と知行地に土地は区分され、山内氏の支配は確立する。この記録は元禄末頃のものであるが、入国情と大勢に変りはないと考えられる。なお藏入地、知行地の比率が村によつて大きく違つてゐるが、その理由は明らかでない。つぎにまた

吉(芳)	原	八七〇・四一八	一五一・〇六四	七一九・三五四
喜津賀	山	九四五・八〇九	二三八・四七五	七一七・三三四
秋	山	九八七・四七六	九八七・四七六	○
甲殿	山	一六〇・四六八	六四・六八一	九五・七八七
仁ノ	山	五二一・四一三	五一九・四二三	二〇〇〇
西畑	山	五五三・三五七	一三七・二三九	四二六・一一八
森山	山	一〇一八・三四一	一二三三・五二八	七八四・八一三
弘岡下	山	一四五四・九二七	七六〇・〇三四	六九四・八九三
同中	山	一四〇〇・五五五	一一五〇・六八七	二四九・八六八
同上	山	一九一五・三八三	八三五・五一四	一〇七九・八六九
合計	山	一二〇七〇・五九〇	五七八四・二四九 (四八%)	六二八六・三四一 (五二%)

註 一石二反

春野町関係給田一覧
「吾川郡本田新田地払帳」より集計

のように春野地区でも、蔵入地と知行地に土地は区分され、山内氏の支配は確立する。この記録は元であるが、入国期と大勢に変りはないと考えられる。なお蔵入地、知行地の比率が村によって大きくなるが、その理由は明らかでない。つぎにまた

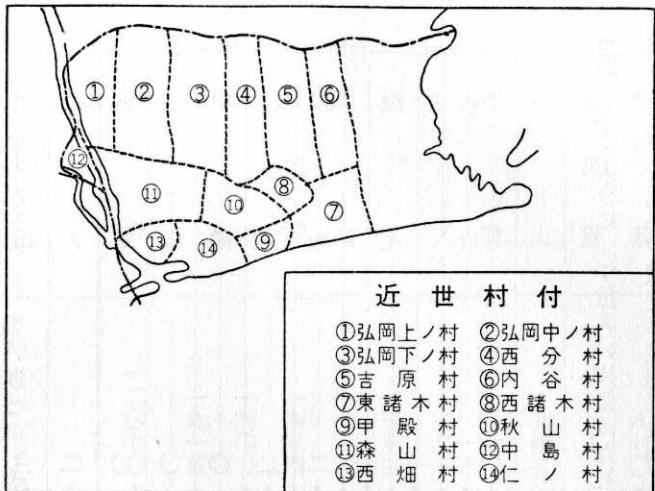
註一石二反

註一石二反

村名	地高	備考
内谷	五〇六石九八二	(本田)
東諸木	一四五六・〇五四	
西諸木	二七九・四〇六	
吉芳原	八七〇・四一八	
喜津賀	九八七・四七六	(西分のことである。)
秋山殿	九四五・八〇九	
甲ノ殿	一六〇・四六八	
仁ノ	五二一・四一三	
西畠	五五三・三五七	
森山	一〇一八・三四一	
岡下	一四五四・九二七	
岡中	一四〇〇・五五五	
岡上	一九一五・三八三	

する村は自然の影響を強く受ける。村落生活は自然条件の似たものをまとめるのが好都合であり、それによつて團結は強められる。したがつてすでに地域的には村の團結のあつたものを、改めてここで追認したものとも考えられよう。さて成立した新しい村は

同様のことは、森山、仁ノについても云えるのであって、森山村には中島、森山、秋山、甲殿が、仁ノには仁ノ、西畠が検地の時点でも村として示される。またこのことはさらに喜津賀東分にも東諸木、内谷、吉原が、同西分にも西分、西諸木が村として何らかの動きを示していたものである。



て、この地に所領を持つ知行人が年貢から初穂米を納めて神事の費用の一部に充てるなどである「荒倉神社文書」。これは社寺の運命を大きく狂わせ、近世中期多くの社寺とりわけ寺院退転に連なるものである。土地は武士のもの、百姓はこれを耕して土年貢、夫役を納めるものという、近世封建制は以上によつて土佐にも貫徹したが、これを具体的にするためには、さらに新しい村の編成、運営によらねばならなかつた。次に進もう。

近世村方の成立 前に述べたように、戦国期国人層を中心にして、村の団結は強められ、弘岡、喜津賀、森山、仁ノと領主単位に新しい村が生れる。長宗我部氏はこの伝統に従いながら、その地域をより細分化し、村方の規模の適正化を企図したのであって、弘岡を上、中、下に、喜津賀を東、西にとその支配末期には分割して新しい村落規模をいわば模索もさくしているようである。同様のことは、森山、仁ノについても云えるのであって、森山

には中島、森山、秋山、甲殿が、仁ノには仁ノ、西畠が検地の時点でも村として示される。またこのことはさに喜津賀東分にも東諸木、内谷、吉原が、同西分にも西分、西諸木が村として何らかの動きを示していたものある。

一家産米三石七斗 大同二年 山本竹七

一久兵衛慶長六年より年内之密村
庄屋に仰付けられ奉公元年を終
一久兵衛慶長六年より内谷村
庄屋に仰付けられ奉公元年を終

「道番庄屋根居」所収山本氏
(高知県立図書館蔵)

右の地高は本田一「長宗我部地検帳」の地高であつて、
後にはこの村高は新田開発によつてかなり増加するが、と
にかく村落生活を規制するもつとも基本的な数値である。

山内氏は大体地高一千石廿百町一百戸の農家を含むものを

適当な村と考えていたようであつて、おそらくそれが自然
であつて、事実右表にも千石の線を中心に四カ村、以下に
四カ村、以上に四カ村と分布している。もっとも適正規模
と自然条件とはからずしも一致しないので、このような
結果となつたとも云えるが、弘岡村は約五千石の超大村となるので、三カ村分割の方向を定着させたことであ
る。ここでは村落の共同生活の伝統が、村境によつて不合理に切断された感がないでもないが、村落規模の適正
化と受け取られる。⁽⁴⁾

初代

一久兵衛 慶長六年丑年内之谷村庄屋に仰付けられ、承應元辰の年まで年数五拾二ヶ年相勤め病死。

庄屋山本氏は初代から五代と代を重ねたが、寛政元年(一七八九)長岡郡西野地村(南国市)に転任している。右の

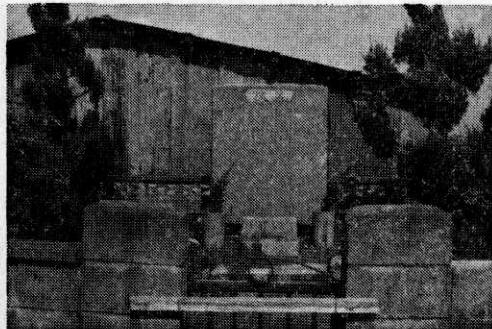
内谷村では入国早々次のように庄屋山本氏が起用される。

山本久兵衛については、「喜津賀東分地検帳」に

佐渡ヤシキ前堀反五代地	同	同村(東分内谷)
一、参拾五代老歩上屋内拾代山畠下	同	し(左京進殿御分)山本与兵衛給
敷數	同	同し居
五代□夢上田		

とある「山本与兵衛」か、またはこれに近く一反一代の下屋敷に住む山本善衛門が関係大と考えられる。なお同
年閏十一月山内氏から、「木つか庄屋六之介」が「人足武人木つか西分」から出すことを命ぜられている「盲人
第」。他の村々でもこの時点で庄屋は任命されたものである。庄屋は社会の変動の中で藩政中期没落するので、
入国期の史料の伝わっているのは少ない。山本氏一件で一般を推定するほかはないが、誤つてはいないと思う。
庄屋を補佐するものに老^(よしより)があり、さらに地組頭といつて、後述の田地割替制の責任者があつて、以上が大体土
(地)
佐藩のいわゆる村方三役である。年貢、夫役の徴収と、その前提となる村落生活の安定とは、彼らに課せられた
藩からの要求であつたが、藩政動搖—第十八世紀中頃以後彼らは大いに施政に難渋する。もつとも入国後しばら
くは伝統的権威で施政を行えたものである。三役の下には最末端として五人組があり、また上には藩の郡奉行、
目付、代官があつた。郡奉行は民政一般、目付は刑事、代官は年貢徴収等所管を通じて庄屋を監督したが、免奉
行、山奉行、浦奉行らも所管事項を通じて庄屋らを監督したものである。

こうして成立した近世の村方には、原則として農民以外の居住は許されない。吉良氏の繁栄以来、弘岡村に榮
えた市屋敷にも大きな運命の転機があつた。山内氏は城下町を慶長六年(一六〇一)より建設する。東は物部川、
西は仁淀川の範囲内の高知平野の市屋敷は、すべて城下町に移転となる。弘岡村の市屋敷が、いつどのようにし



国沢氏先祖の碑（弘岡中好橋）

みながら、生活の基盤となる土地を与えられず、激しい差別の中で生きながら、宿神を中心にして次第にその地位を向上させる血みどろの生活は、また後でふれることにする。

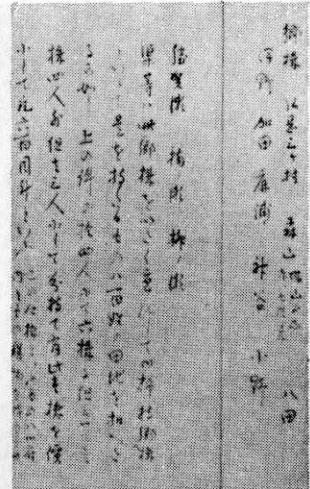
村上改と田地割替制（闇地制）

兵農分離と地行割、新村落設置によって

山内藩政の基礎は確立したが、入国後十五年、第二代藩主山内忠義は、香美郡山北村出身の村上八兵衛に次の命令を出して、いわゆる村上改あらためと呼ばれる

検地を実施し、約三百町（ha）の田畠屋敷を、「長宗我部地検帳」の地高とは別に捉えて、貢租を賦課することになる。今や藩政は前代の置目一法律、制度を脱して、自分で動き出したものである。山内藩政の自信を知ることができよう。「土佐藩農業経済史」平尾道雄に

国中荒地、出分改の儀、前々より申付候通いよいよ相改むべく候。藏入並びに給知



(弘岡志企) 株

て移ったかについては、伝えられたものを見ていないが、資料の少ない当時であるから、市屋敷は片付けられて城下町に送られ、城下町の弘岡町として再生することになったのであろう。もちろん一部のものは帰農したともいえよう。農と商とはまだ分離していなかつたからであって、これこそ土佐における農商分離である。

新しい村の設定に同和地区もある。同和地区の起源について

は、全国的には散所とよばれる中世の商人、芸能人の地方移住を考えるものがあるが、土佐の場合は、散所一算所は呪術関係を業としたので、これに当らないようである。土佐の場合「坂者」というのが「長宗我部地検帳」にでる。坂者の実体も明らかでないが、皮革を中心に武具の製造等に関係していたようである。この坂者が長宗我部氏の浦戸城下町建設とともに、左のような位置付けを受ける。「土佐国編年紀事略卷七」所収「中五郡諸奉行」一覧に、

一坂者奉行在津衆諸町掃除共

御中間太左衛門
同 六郎兵衛

これによつて坂者は城下町の掃除を課せられることになり、これが山内氏以後にも引き継がれたことは、「弘岡志企」「土佐国群書類後巻三七」に、城下町「御掃除郷株」として「米五石」を同和地区の人間に与えられたと見えるのでわかる。

長宗我部氏ついで山内氏は他の地方における同和地区の設置にならつて、この時点で坂者を中核として設置し

たことは考えられるが、元来坂者の社会的地位は、「長宗我部地検帳」によれば、土地を給せられたことから低いものではない。したがつて同和地区を形成させられた人びとは、通説のように、農村社会に農民よりもわざわざ低い身分のものを置き、村落支配に利用されたものであつて、坂者以外に当時の社会の激動に敗れた多くの不幸な人びと、たとえば今なお同和地区の古老の口伝として信じられている平家残党の一部が、此の地に財宝を持つて逃れ、財宝を土地に替え雑木林、竹籬を切り開いて無住の地に新しく広い村を造つたものか、あるいは戦国の世の落人すなわち主家滅亡による片岡氏、国沢氏らの浪人も含まれたものに違ひないと思われる。農村に住

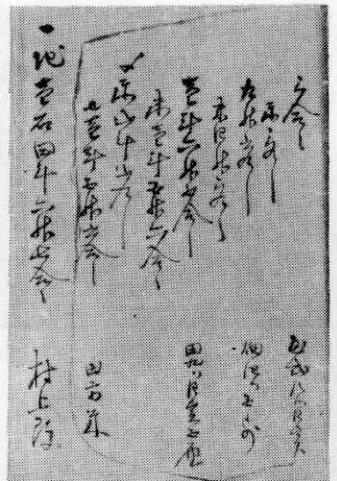
みながら、生活の基盤となる土地を与えられず、激しい差別の中で生きながら、宿神を中心にして次第にその地位を向上させる血みどろの生活は、また後でふれることにする。

村上改と田地割替制（闇地制）

兵農分離と地行割、新村落設置によって

山内藩政の基礎は確立したが、入国後十五年、第二代藩主山内忠義は、香美郡山北村出身の村上八兵衛に次の命令を出して、いわゆる村上改あらためと呼ばれる

検地を実施し、約三百町（ha）の田畠屋敷を、「長宗我部地検帳」の地高とは別に捉えて、貢租を賦課することになる。今や藩政は前代の置目一法律、制度を脱して、自分で動き出したものである。山内藩政の自信を知ることができよう。「土佐藩農業経済史」平尾道雄に



「村上改」
(春野町役場所)改
藏文書

誰の知行たりといふ共、檢知以後開発分は異儀に及ぶべからず。若し何角と申し、改め差押えるものこれあるにおいては、たとひ一門の者たり共堅く言上をとぐべき者なり。

減しないことをいわば公約して收拾したので、当然、貢租増額に連なる検地に反対の強いことを予想したからである。

事実八兵衛は忠義の命に忠実であつて、厳しい検地を断行したのであった。今もその地高は「村上改検地帳」として残されている。春野町地域の各村々でも当然行なわれ、村上改という本田に準ずる田地が改め出されたと思われるが、今まとまつた史料は残されていない。ただ「明治二年十一月、本田新田米盛引合帳、吾川郡西畠村」「春野町役場所藏文書」に、「一地壱石四斗六升七合也 村上改」とあって、西畠村に村上改の検地のあつたことは確かめられる。もちろんこうした検地は農民の反感を買う。同じ「土佐藩農業経済史」には、伝説として、八兵衛が農民の怨みをうけ、仁淀川でその渡舟を沈められて溺死したとある。同書にはまた、年次不明の忠義書状に「八兵衛逐電せしめ」とも伝え、いずれにしても八兵衛が検地の結果不幸な運命に沈んだことがわかる。封建制下の検地にはこうした面があつたが、仁淀川で八兵衛の舟が沈められたとすれば、中島村(土佐市)の渡舟場の可能性があり、あるいは吾南の人びともこれに関係したかもわからない。

ところで同書所収の寛永三年(一六二六)の忠義の命令の一項には、寛永元年(一六一四)以前の走者が還ったなれば、これを許して「何の村にても其の身次第に居住せしめ、田畠開発せしめ」、しかも三カ年の間は免税にせよとある。当時土佐藩ではなお在地末端の動搖が完全に収まらず、走者として在所を捨てて逃亡する者が多く、これの安住は藩政の問題点であった。慶長十七年(一六二二)に二代藩主忠義が出した法令「定法度條々⁽⁵⁾」が、もつともよくこれを示している。こうした問題点に対して行なわれた抜本策が、田地割替制(闇地制)であつて、村上改検地と同時に行なわれ、以後三百年間土佐藩田制の核心となるものであつた。

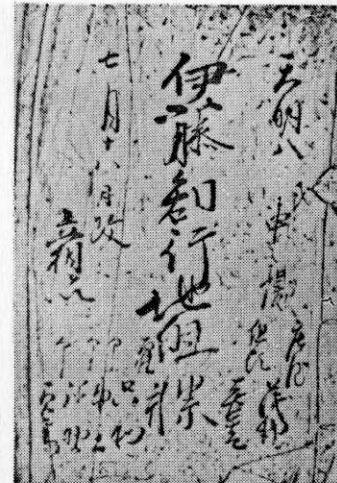
さて田地割替制開始は、次の「南路志」に示される史料によつて、元和十年(一六二四)と考えられる。すなわち

一、庄屋並びに年寄百姓、能き田畠をひかえ来り候に付、小百姓迷惑の由、(用ひなく割)
これは二代藩主忠義の書状であつて、この年土佐国に田地割替制が開始されたことは、また前述村上八兵衛の検地とも関連して領かれる。検地とともに割替制が実施されたと考えられるからであり、農村は安定したとは云いながら、なお走者はあとを絶たない、農民と農村の安定策として打ち出されたものである。

「門田家文書」弘岡中門田瑞穂氏所蔵によれば、割替制は明治初年の地租改正まで行なわれたのであって、慶應三年(一八六七)の「御藏入給知御貢物根居帳」の末尾には、

来る地割には、地能々見分いたし地替え組分けする筈、闇取りいたし候はゞ、直様地改める筈。

とあって、まことに明瞭である。相当厄介な作業の伴なう割替制が、藩政三百年続いたことはそれなりの理由がある。前に示した忠義書状にあるように、旧一領具足の伝統を持つ庄屋、年寄等有力農民によって、小百姓が不公平な待遇を受けていたのを是正し、なるべく甲乙一よしあしのないように、田地を組み合せて、一闇の地と



「伊藤知行地組牒」
(野本英材氏藏)

し、闇取りで五年間ほどでまた取り換えて耕作させるようにしたことは、反面農民の勤労意欲を抑える欠点もあったが、当初たしかにある程度の公平を達成し、農民の満足と團結を買ったことであろう。農民によつては、半闇あるいは四分の一闇の土地しか持つことのできないものもあつたが、とにかく本田の闇地を持つものは、一人前の農民一本百姓であつて、採草地も付隨して与えられ、村方の中堅として顔が利く。藩としては、これらのいわば闇地農民の團結共同によつて、新しい村方に魂を入れたものであると云うことができる。

田地割替制が、土佐藩全般にほびいきわたるには、相当の時間がかかつたはずであり、筆者の管見でも、寛文頃やつと行なわれた高岡郡日下村(日高村)の場合がある「寛文雜記」。田畠屋敷の散在した山村ではもちろん行なわれなかつたが、それにして平場ではほとんど例外なく実施されたのに、その記録はあまり多く伝えられていない。そうしたなかで「野本家文書」甲殿野本英材氏所蔵の、

天明八戌申之歲	庄屋	茂助
伊藤知行地組牒	組頭	喜平太
	百姓	只助
七月十八日改	同し	助之丞
	同し	弥助
	立相を以	貞右衛門

はきわめて貴重なものである。これによれば藩士伊藤氏の知行地のうち水田は一番闇、二番闇に二分され、一闇分が四石六斗三升六合一四反三十一代五歩となる。甲殿村は水田が狭かつたからであろう。ところがこれとは別に取貫地—闇地から除外した土地が七斗四升八合一三十七代二歩(七丈)ある。これは割替をしない各人持ちとして所有欲を満足させる仕組みのようである。また同帳には合計千七十二坪(三十六石)余の畠、屋敷があつて、これが生活の根拠となり、分割されて「闇地壹石(一反)に付百十五坪五合八勺(三・三石)宛り」として同じく各人持となつてゐる。考えてみれば闇地中心に取貫地、屋敷地と三者は互いに一体として補完する役割をなし、それによつて、農民の平均化と農業經營の安定化が図られたようである。封建制の動搖解体期に入つて問題は大いに起つたとしても、藩政初期に果した役割はけつして寡少評価できないであろう。⁽⁶⁾

農民の生活 知行割、田地割替制によつて生まれた本百姓は、土佐に限らず封建制を支える土台であった。彼らの負担する年貢、夫役は武士の生活のすべてを支えたからである。まず負担の第一は年貢で、田と畠と屋敷に分けて課せられる。表向きは生産の三分の二—五分の三となつてゐたが、「長宗我部地検帳」の地高には、約一二割の畠延びがあつたので、実際は表向きよりもやや低く、半分程度と思われるが、年貢に準ずる田銀などの雜税もあつたので、その生活はやつと粗末な食べ物で、翌日の労働力を生み出す程度のものであつた。もちろん米を作つて米を食わず、雑穀を食料としたものである。

年貢のほかに夫役があつた。標準は毎年田畠屋敷一反(一〇石)について三人役の出夫であつた。しかし不時の出夫も少なくないので、一町の土地を持つものは年分一ヵ月以上無質で出夫する。出夫しない者は米、錢を出さねばならない。後述の野中兼山時代には、一ヵ年に二ヵ月の出夫が課せられたといふのである。春野地方の出夫には、もちろん藩の公用の書状の送達一村送のほか、田役として用水の補修など当然必要なものもあつたが、

たとえば知行人の所領に住む農民には、城下町へ出て知行人の雑用に使役されることも少なくなかった。藩は、年貢未納を理由にこれら知行人が、不當に農民を使役することは止めよと禁令を出してさえいる。

したがって幕府や藩が農民の生活に極度に干渉し、勤儉を強要したのは、もちろん年貢、夫役の完納を目的としたからである。幕府の出した「慶安御触書」に先立つ五年、野中兼山が寛永二十年（一六四三）出した「本山捷」を見れば、土佐藩の事情がこれと少しも変わらなかつたことがわかる。同捷のうち一、二引用しよう。

一、三分の一百姓取米の内も、秋冬は雜炊。其他何にても食べ、ほねをおり候春田がえし（に食べ）申すべく候。春迄町へず

秋冬の内、むざと飯酒に仕りたべ候はゞ成敗せしむべく候（略）。

一、酒買いたべ申すまじく候、付朝寝仕るまじく候。相背き候はゞ過怠（罰金）として銀子三匁づつ召置くべき事。

一、春は田がへし、夏は草ぎり、秋は収め、冬は麦まき其時を失はざる様に精を入れ、少しも油断仕るまじく候。家普請など仕り候はゞ耕作の隙に仕るべき事。

いっさい生活の向上は認めない藩の厳しい要求である。生産力の低い段階である。生産力の低い段階で、いわば、無為徒食の武士を抱えた不合理な社会制度の結果であるが、これらの不合理を、背負わされた者には迷惑至極というほかはない。

藩は毎年定例の宗門改を機会に、農民に藩の法令を徹底させ、また村役人は日夕これを指導、農民は五人組の相互扶助によって勤と儉とを守り、年貢、夫役の完納に精励したが、時代は勤と儉、とくに儉を困難にする。商品経済によって、徐々に生活が向上するからである。人為をもつて防ぐことはできないと思う。幕府、藩もこの点をよく知つたので、なおさら厳しい捷となつたものである。前述したように、農村に商人―商店を認めず、商人などわずかに認めたものにも、生活向上に連なる衣料品、装身具の売買はこれを厳しく取り締る。その結果一

部庄屋層をのぞいた一般農民の家屋は、質素を超えて粗末であり、とくに間人一小作、日雇い層は「九尺、二間のかや屋所持親子一所に罷在る」「包國家文書」状態であつて、奈良時代の「貧窮問答歌」の住いがまだまだ残つていたということができる。

ところでこうした厳しい生活に、人びとは何故耐えたのであろうか。永い中世を通じて、多くの農民たちは地頭、名主の下に隸属して名子、下人として生きた。前述一領具足の没落はこの時代に終止符を打つたものである。知行割と田地割替制で本百姓となつたものには、この名子、下人出身の者が少なくなつた。おそらく彼らには、重い負担も厳しい労働も「埴生の宿」の喜びによって耐えられたと思われる。考えてみれば時代の進歩は、こうした時代にもあつたわけである。

「荒倉神社文書」に、「口上書之覚」という藩政初期の文書がある。神主孫右衛門筆記のものであるが、その末尾に左の小文がある。

本八田村住居仕候処、天和二戊年引越させ宮の東遣し、住居仕置かず候処、私薬師堂より引越し候時、源右衛門相果て其の跡地遣し置く。

但し御宮掃除、年頭注連鉄、御供餅仕成は先達て釜を掃ひ、手杵持參を以て相勤め來り候。

このままでは多少難解であるが、もと八田村住居の某は、神主孫右衛門から屋敷を与えられた代りに家来になつてゐる。この家来が実は名子あるいは被官ともいわれ、前史料のように、種々の労力を主家孫右衛門に提供するものである。これは原則として山内氏入国とともに廢止になつたが、一部にはこのように天和二年（一六八二）まで残つてゐる。この文面では十分でないが、家来は主人に対し、丁度武士に対する農民のような差別を要求された。主人の家に入る時には門口で笠をとれ、草履を抜け、手をついて挨拶せよ。道で遭えば下から下へとへり

くだれというひどいものであつた、「山中家文書」。入国はこうした関係の大部を農村では断ち切り、本百姓の間には平等に近い関係を作ったので、彼らの多くは上からの厳しい支配にも従つたものである。なおこれら家のその後の不満と反抗については、春野町には史料がないのでこれに止める。いよいよ春野町にとって有史以来ともいえる時代は来る。野中兼山の弘岡井筋の建設である。以下これに進むことにしよう。

野中兼山と弘岡井筋

時代の要請 野中兼山が有為の材と恵まれた出自によって、二代藩主忠義の信頼を受け、三十年をこえる長年月にわたり土佐藩政を委任され、土佐藩政史に群を抜く成果をあげたことは、反面急激な開発政策による藩政の一種の危機による失脚とともに、多くの人に今も知られているところである。ところで今も昔も春野地方の動脈は弘岡井筋であり、心臓は八田（弘岡）堰である。いずれも兼山開発に負うものである。「春野町史」はこの問題に全力をあげて取り組まねばならないはずである。

兼山は何故に東は物部川、北は吉野川、西は渡川、松田川、そして中央で仁淀川に大規模な堰堤と用水路を構築、水田化を図ったであろうか。もちろん米の增收を目的としたものである。元和末より土佐藩では財政窮乏を開策として、山林伐採→木材大坂表積み出しを進めたが、幕藩体制下の藩の主収入はもとより米である。土佐藩が木材伐採は緊急非常のもの、恒常的には米産の增收をと考えたのは自然である。時しも藩権力は強化安定した。領内の労力はすべて藩によつて完全に握られた。これを惜しみなく投入して水田化を進める。長宗我部時代の末期、すでにその傾向はあつた。たとえば浦戸湾頭低湿地六百町歩の開田であり、また地検帳の示すところで

は、山田堰付近でも用水建設が小部分ながら始められている。潮はようやく満ちてきたものである。

すでに前述したように、大河をのぞくいわゆる中小河川一谷川は、中世末までに完全に利用しつくされるにいたつた。樋、井流は神母とともに地検帳に多く記され、こうした灌漑の完成を語る。今や構想を新たにして前人未踏に挑まなければならぬ。不可能を可能にして人力を超えると思われた大河に、水を求めなければならぬ。これを可能にしたのは、前述⁽⁸⁾龜大⁽⁹⁾な労力を藩が自由に動員できたほかに、戦国期の築城術に由来するところかられる土木技術の進歩であった。とくに石垣の建設はこれを代表し、石材は諸方に求められて堤防、石垣、堰⁽¹⁰⁾となる。また水盛りの技術も進んで水位の測定、傾斜の決定に役立つ。さらに地検帳にも多くでるとえれば「弘岡村地検帳」中之村上之村の

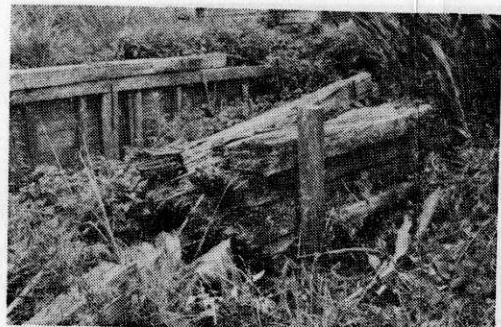
同所ノ北
一、十六代 出七代三分

市村 本平衛門扣分
大鋸源兵衛 給
主作

伝野中兼山肖像
(横川末吉「野中兼山」)

「大鋸」がある。山に分け入つて材木を伐採製材する彼らは、長宗我部氏より相当優遇される。この「大鋸」引きが、松の大木を伐採して堰の桟後述の胴木等としたものである。もちろん以前は「大鋸」は城や砦の用材伐採に参加したものである。思えば歴史を直接に動かすものは、しばしばいやほとんど有能な指導者ではあるが、その背後にあら時代の条件を、歴史が永い間に養ってきたことを忘れては





八田閘使用巨木（吾南土地改良区蔵）

里伝に云ふ。野中氏幾度かここを真直ぐに堰かれけれども、水勢荒く押切りて堰きとむべき様もなかりしを、夜なく身をやつして人の譏りを聞廻られしが、ある翁の云ふ。都て荒川を堰くには、川中へ綱を引きはえてかたく引きしほり、猶其の綱のたわみに隨ひて堰をかまへたれば、止るものなりといふをきゝて、今のごとものをせられしかば、事なく止りにけりとそ（略）。

と伝説を記している。「ある翁」は嫗おきなであつたという説もあり、その人は対岸大内村（伊野町）の人で「はるの」といったとも現地の人は今も云つている。この方法は、堰の上流に砂礫の堆積しないためのようである。

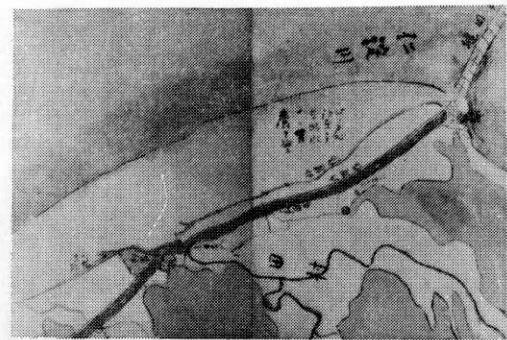
さてこれほどの堰をどうやって具体的に造つたのであらうか。まず場所の選定が大問題である。ついで人夫を集めめる。堰の下流付近には飯場ができ、多くの人びとが交代で土佐国各地からやってくる。材料の松丸太、割石も仁淀川沿いの上流から運ばれる。栗石は堰に近い川原に求められるが、これも多量であるので容易ではない。権兵衛は毎日、兼山もしばしば現場を訪れて指揮をとつたことであろう。その後近代化が行なわれるまで、洪水の度に堰は壊されたが、それは寛文元年（一六六二）から置かれたという北岡（弘岡下）、生方（弘岡上）両井奉行の責任において「北岡家文書」、藩の普請奉行の指揮下に修理が加えられたので、堰構築の技術は、連綿と大正期弘岡中の門田益穂、同上の浜田貞美の時代まで伝えられた。今もその技術は弘岡上小島光馬、中島渡裸両氏によって語り継がれている。両氏よりの聽込みによれば、

同書はさらに、

弘岡堰 八田村ニ有、新渡し場より式拾丁程かず上み、南路志に云ふ、慶安元年より承應元辰年迄五ヶ年之間ニ成就、御奉行野中伝右衛門、普請諸奉行一木権兵衛也。

堰式百三拾間（四一八丈）今は式百五拾間（四五〇丈）

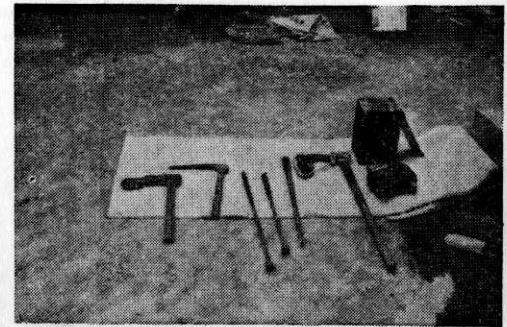
とあって、野中兼山指揮のもとに、長岡郡布師田村（高知市）出身の、郷士から立身した一木権兵衛が現場を指導、慶安元年（一六四八）以来五年の日子を費して完成している。同書は其の後補強工事が波止はととして堰の両端に加えられ、合計堰の長さ二百五十間としている。



八田堰絵図（皆山集）

さて八田堰の本来の姿については「南海之偉業」松野尾儀行に、「弘岡堰（八田堰）、仁淀河を吾川郡八田村字大井流より西北に向ひ堰壅す。長三町四十八間（四一五丈）高さ一間四尺（三丈）巾十間三尺（一九丈）、構築するに大石大材を用ふ」と甚だ簡明であるが、恐怖さえ覚えたものである。

ならないであろう。



八田堰修理用具（浜田正幸氏蔵）

まず堰の上流に松の大材を三本組合せて、昔田舎で干し物をする「立てまち」のようなものを作つて川の流れを緩める。これを牛^{ウシ}棹と呼んだ。この下手に堰を作るわけであるが、この堰はいすれも棹と呼ばれ、それが互に結合して一つの堰となる。一番上流の一列は「固盤棹」といった。これは長さ三間（五・四寸）、一抱えもある大きな松の胴木で作った直方体一三間に一間ほどの周囲にひごといつて、径十センチメートルほどの松丸太を、ちょうど鳥籠のように組んであつたからである。この「固盤棹」について下流の側には、「土台棹」といってひごのない胴木を組み合せたものを並べる。これが幾列か続いて、最下流の側にあるのが「片固盤」である。下流にして水の渦流になる場合堰が破壊されるので、この面だけに「ひご」を入れたので、「片固盤」という名が生まれたものという。さて棹には「棹切り」専門の技術者があり、堰の両岸や堰の上で一つづつ仕上げていく。仕上げた棹は早速に据え付けて堰にしなければならない。まず水の中に棹を入れると待つてましたとばかりすでに集めらいで築き上げて完成する。棹石は尋常の力ではとても運べない重いもので、何から何まで人の力、々である。

ここには「四つ棹」が沈められる。胴木を組合せた棹の末端が切り尖がらせてある。これを「もやい」（組）づつ堰の先端から青みがかった川底に沈めると、また待つてましたとばかり、体力と氣力と水泳に自信のある「川夫」と呼ばれた人びとが、躍り込んで「四つ棹」を川底に安定させる。流れは早く、深い、失敗したことも度々であったという。安定すればあとは栗石、割石と前のような工程が加えられて完了する。

こう語った小島、中島両氏は「川夫は賃もよかつたが、長生きした人は少なかつた」と結んだ。川夫に限らず厳しい労働であり、「冷い冷いは大内の堤、まだも冷いは八田堰」といわれたように、冬間の仕事が多く、南国とはいえ人々を苦しめた労作業であつた。

ところでこうした堰の構築技術は、全国的に見れば「明治以前日本土木史」の語るように、武田信玄の治水灌漑技術の系統を引くようである。武田氏は滅びたが、信玄の技術は重用され、甲州（山梨県）から遠州（静岡県）さらに関東から全国へと拡大し、江戸時代を通じて中心的な技術であった。とくに前記小島、中島両氏の伝える直方体の棹は「沈棹」ではないかと考えられる。兼山が何時、如何にしてこの技術を取り入れたか、また一木権兵衛がどうしてこの技術を知ったかについても、ほとんど伝えるものはないが、伝えられたものがなくとも、歴史の流れは間断なしに続き、いつとなく遠方にまで伝来するものであろう。

もう一度「四つ棹」にふれておこう。堰の技術の粹である。「門田益穂日記」「門田家文書」大正十一年（一九二〇年）八田堰修繕工事の記録に、

一月五日 本日四^ソ棹一モヤイ投入せり。天候如何を心配す。其の水中の作業特別の技術以つて買うに足る。四ツ棹しばりて容るる又巧みなり。

と率直に感歎している。こうした労働が豊かな用水を約束したことと重ねて強調したい。

弘岡井筋 前掲「南海之偉業」松野尾儀行には、次のまた簡明な記事がある。

弘岡井、深所一丈二尺（三・六m）浅所六尺（一・八m）広さ平均六間（一一m）、流勢緩ならず急ならず。水は清にして淡なり、延長四里（一六km）に余る。兼山鑿^{うが}所の溝渠にして、舟棹の便ある是を以て第一とす。八田闢より仁淀川を分派し、南東に流れて弘岡上ノ村を経て森山村字新川に到る（是迄一里七丁堤あり）。闢を設けて、低落を防ぐ。是より又下流して弘岡中、下の二村及び秋山、諸木の諸村を経て長浜村に至り浦戸湾内に入る。細条分水甚だ多し、但し其の大なる



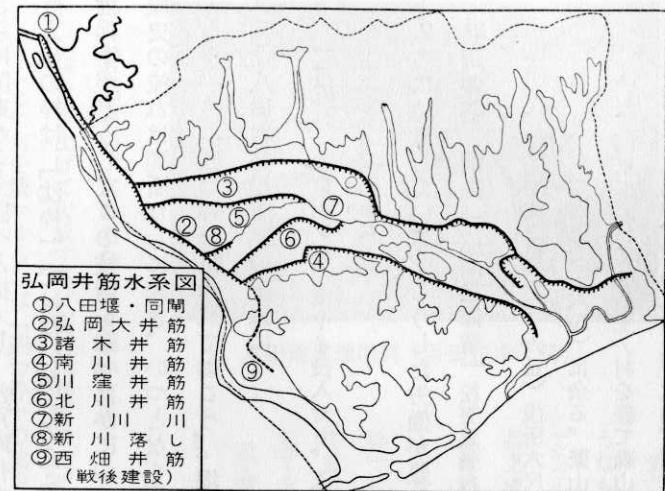
千本突き
(土佐山田町春野神社絵馬・矢野城樓氏提供)

なお新川のいわゆる「おとし」によって連絡し、遠く長浜へ出る新川川は、旧仁淀川分流であつたものに、水運のため浚渫等による改良を加え、

こうした幹線工事とともに、掘り上げられた土は、堤防兼農道となるが、さらに開または井流といわれ、また底塹と呼ばれる工事も行なわれる。開一井流は取水口の八田開、諸木井筋を分岐する小田井流、川窪井筋を同じく分岐する川窪井流等著名である。いずれも道の下をトンネル状に用水路が通じるもので、大石、巨木を方形に積んでの大工事である。現在土地改良区に保管されている桧の巨木は、八田間に埋められていたものという。その巨大さは驚嘆するにじゅうぶんである。今はコンクリートで矮少化されたが、かつて小田井流に轟いた激流の光景は、物凄いものであった。この井流と同構造であるが、用途の違う底塹がある。用水路の下を排水路が流れ互いに立体交叉するものであつて、主なものに、末田、原田、百笑、遲納、鶴田等あり、いずれも山地から流出する谷川と用水との交叉点である。ここにも開同様な配慮と労力の投入があつて、用、排水路の区分という新しい灌漑技術の成果を示している。

橋田庫欣氏が「千本突き」⁽¹¹⁾、「土佐史談一〇一号」として伝えるように、多くの人が棒を持って赤土の底をつき固めたものである。こうした工事には、たいてい木遣節が登場して能率をあげているし、また共同作業は一種の社交場にもなり、それなりの楽しみもあつたであろうが、乾糞の皮をむくという、残酷物語も伝えられるほどの労働ではあつた。

もじ十連等の挿話がある。ダイナマイトのない当時、鎌と鑿とで挑むのであってみれば、切抜の困難さは理解される。トンネルを掘ることもまだ行なわれていない時である。なお切抜は行当のはか弘岡上の八幡、弘岡下、西分境の大瀬(町役場西方)、西分小路唐音^(かると)、東諸木の唐音、東諸木の唐音にもあつた。行當同様の苦心があつたことであろう。また用水路の底を赤土で固めて漏れを防ぐことも大きな労働であった。



以上の水系を略図として現わすことにする。前述したように、吾南の平野は仁淀川の左岸および仁淀川旧分流の自然堤防であり、水掛りが悪く兼山の時点まで多くは畠地として残された。これに弘岡井筋は灌漑するためである。堰を上流八田の北辺に設けたのも、用水路の傾斜を考えてであり、用水路の傾斜の決定は、まず第一に国難な問題であった。「弘岡志企」は伝説として、弘岡井筋の取水口の「底と西諸木なる雀が森といふ山」の頂上とが、同じ高さであったと述べ、兼山は取水口を「居えられしどき夜火を掲げて秋山(雀が森)より水盛りせられしとぞ」としている。世に提灯測量といわれるものである。伝説の真否はとにかく、苦心を語るものとして受け取られる。つぎに伝えられるのは行當切抜の難工事であつて、春兔、いもじ十連等の挿話がある。ダイナマイトのない当時、鎌と鑿とで挑むのであってみれば、切抜の困難さは理解される。トンネルを掘ることもまだ行なわれていない時である。なお切抜は行当のはか弘岡上の八幡、弘岡下、西分境の大瀬(町役場西方)、西分小路唐音^(かると)、東諸木の唐音、東諸木の唐音にもあつた。行當同様の苦心があつたことであろう。

御開局と西後本多の名と山の處
内々の事と御開局と西後本多の名と山の處
千五百石の内、内々の事と御開局と西後本多の名と山の處
内々の事と御開局と西後本多の名と山の處

「新水田」地高（弘岡志企）

つまり約八百五十六町 (ha) のうち五百十町 (ha) の水田が生まれたのであって、井下九カ村（弘岡上、同中、同下、西分、東諸木、西諸木、森山、秋山、甲殿）⁽¹²⁾では、本田の約六十バー・セントが新たに水田となつたのである。これらの用水路の最末端—毛細血管がいつ完成し、前記井損

右の表によれば合言して二十六間(二十六)
近いものか用小路となつてゐる、また新水田の合計は
弘岡志企】

井下

水田高八寸五分六厘石圭斗九升也

新。水。田。

346 ha or 850
510 ha or 1272
856 ha or 2176

春野町隣係井損田一覽

「吾川郡本田新田地払帳」により集言

村	名	地	行	知	地	計	集
内	谷	○	○	○	○	○	
東	諸木	三八石五〇九					
西	諸木	一〇・六四三					
吉	(芳)	○					
喜	津	二三・二三〇					
秋	山	六・一三三					
		○	○	○	○	○	
		二三・二三〇					
		六・一三三					

さらに長浜境の唐音に切抜工事を行なって完成したもので、旧分流のためなお相当深くもあつたが、やはりここにも多くの労力が投ぜられたことには疑う余地はない。兼山の側近といわれる谷一斎か、または黒岩慈庵著の「野中良繼伝」には、「高岡、弘岡の大滻かいを疏そし、以て農民の助となし、中野、日出野の二川を決して、船漕そうの便となす」原漢文として用水路建設を要約しているが、右の「日出野」はこの新川川の下流長浜分に当るものである。なお新川川利用については後述しよう。

257

田として免税の対象になったか明らかでないが、いざれにしても相当の年数を要したのであって、しかもこれらの小用水路建設は、いわゆる耕作者一田掛りの農民たちの労力によつて、粘り強く行なわれたことであろう。

弘岡堤（仁淀川左岸堤防） 弘岡上の最北端行当から、森山西南端まで、延々と長蛇のように連なる延長約四キロメートルの弘岡堤は、弘岡上の楠神社付近を除けば、全長いすれも前述弘岡井筋の幹線に併行している。したがつてこの堤を、何時どのようにして構築したかについて、史料の直接伝えられるものがないにしても、堤と用水には直接関係があり、おそらくは両者同時に企画完成されたものではなかろうか。もつとも用水については多くの伝説があるのに對し、堤防については前述吉良堤のほか、あまり聞いてはいない。不思議と云えないことはない。たしかに、前述「吾川郡本田新田地払帳」には、井損田の記載があり、用水建設とともに失なわれた田畠が正確にあげられていた。とすれば堤敷損田として、たとえば同帳の吾川郡伊野村（伊野町伊野）の、一石九斗（一反四十五代）に当るもののが春野地方にもなればならない。なお伊野村にはまたこれに関連して築溜損田十三石一斗（一町三反余）もある。同じく堤防関係であろう。こうしたものが春野にないとすれば、用水以前に堤防はすでに構築されていたのであろうか。まずこの点から考えてみよう。

「弘岡志企」によれば、

此の川（仁淀川）昔は弘岡上の村の上の端なる行當といふ所より、末などは種々に別れて流れむを、長曾我部氏の此の國領せし頃より、かつて堤どもを築初しが、長曾我部氏二淀川に堤を築しこと、土佐物語などに見へしと覺へたり。野中氏の頃に至りて全く今のこと成就終へたりと見ゆ。⁽¹³⁾

同書の筆者は、弘岡堤の構築を長宗我部氏の時代開始、野中兼山完成と見てゐるが、これは自然であつて、おそらく伝える史料はないとしても、大筋には誤りはなく、したがつてすでに基礎があるいはできていたので、堤敷

損田も別に記載されなかつたかもわからない。

ところで長宗我部氏の堤構築を伝える覚書がある。これは前述した「勝賀野次郎兵衛討死物語」「南路志」の一節に、「去る天正十六年戊子十月四日、元親の甥なりし吉良左京之進親実に腹をきらせられし子細は、昔二淀川の東に大きな堤を築ける時、久武内蔵助左京進殿え慮外をはたらきしを咎められ、返つて遺恨骨髓に染みけるにや」とあつて、長宗我部氏が仁淀川東岸に堤防を築いていたことは確かのようである。もつとも前述したように、吉良親実と久武内蔵助とが対立したきっかけは、仁淀川での材木出しとも伝えられるので、結局はもつと確かな史料を求めないかぎり、長宗我部氏弘岡堤防構築開始を決定することができない。さて決め手は「長宗我部地検帳」である。「弘岡村地検帳」中之村上之村を見ることにしよう。まず

同（万々サキ提ノヲモテ
一、六代上十三代毫分勾
同（万々崎ノ村）本御けわひテン 主作
正木新大夫 紿

また、

同所（是竹）ノ北堤ノ内
一、三十代下崩出四十三代式分才
窪内水介給

と「提」がでてくる。しかしながらお気になることはこの二筆の位置は、ともに現在の弘岡堤とはかなり違つてゐることである。この堤がそのままではとても弘岡堤に連なるとは思えないが、仁淀川の分流が、現在の諸木井筋沿いに大きく東に流れていたとすれば、その分流沿いに堤が造られることもありえたであろうと思われる。したがつて、長宗我部氏が堤防建設を開始したとしても、現在とは違つた場所であつて、結局は野中兼山の用水路建設とともに現在の弘岡堤は造られたものとしなければならない。元禄末期編纂の「土佐州郡志吾川」郡には、

弘岡上之村の項

切貫、嶮岩を鑿開し二淀川の流を引き通す。其の間二十丈許り、地に入ること深さ十丈許り、慶安元年より承応元年に至りて功畢る。俗に之を謂いて行當切貫と謂う。其の流派を分ちて川と為り舟有つて以て運漕に便にす。又村田に灌入す。村の外辺に長堤数百間有り。

〔弘岡志企〕
「長堤数百間」は、もちろん現在の弘岡堤の前身である。元禄末のこの景観は野中兼山にまで遡るものであろう。とにかく、用水路と堤とは互いに一体となつて新しい農村の基盤となる。兩者そのいずれを欠いても農村には致命傷となる。改めて弘岡堤も兼山構築と決定しよう。ところで藩が両者を一体として捉えていたことは、次の史料に明瞭である。「弘岡志企」に

〔申渡す覚〕⁽¹⁴⁾
一、堤少しだって破損候を即刻其の村として繕い仕り、其の村迄にて早速整い難く候はゞ、井奉行出合い、井下へ割合せ出し人を以て油断無く申付くべく候事。
一、今迄竹木林置き候所を、向後急用たり共剪るまじく、付新堤又は竹木これなき堤えは、望み次第に竹植え申すように申付くべく候。竹生立ち候は、植主入用の分は何時にも遣すべく候。

一、井筋破損の節、土入用に近辺の堅固なる堤の上土を取り専来普請仕るに付、又其の跡痛みに成り候間、向後は急難にて、遠方より土運び候てもこれなく土取り候はゞ、其の跡即刻山土を取り本の如く念を入れ築立置き申すべき事。
一、八田大橋の元、弘岡小田井わかれ、新川落し井留の上、木塚掛樋の元に制札立置き候間、堅く相守り候様に申付くべく、尤も牛馬堤へはなし飼仕るは勿論、つなぎ置き候はゞ牛馬召上げられ、或は科の輕重により籠舎或は過怠に仰付らが感謝をこめて、兼山を八田大井流付近に祀ったのは明和八年（一七七一）であった。

ところで前史料によれば、堤防工事の基本は山土運びであった。これは時間と労力を要する作業である。トロッコもない時代であった。多くの労力が籠められていることを知らねばならない。明治三十五年（一九〇二）の「門田益穂日記」「門田家文書」には、森山の堤防に山をくずして土を運んだ記事がある。すでにこの時はトロッコを使っていたが、それでも基本的技術は兼山時代のものと考えられた。多くの人びとが、午前五時から午後五時まで早春というのに働いている。運ぶ土を堤防付近の畠地に求めたこともあるが、距離の関係で止むをえなかつたであろう。また運んだ土を分銅で地築きをして固める。責任感に溢れた当時二十五才の益穂は、同年三月二十

一日の日記に、午前四時起床して現場に行く感想を、

井奉行衆
村々庄屋中

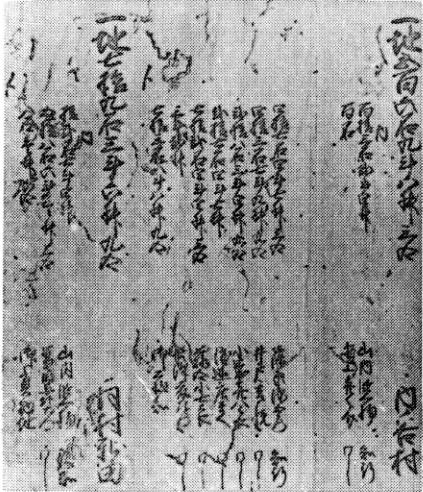
用水路を守るため、堤には竹木を生い立たせるようにと心を遣つて堤防を保護している。そのためには庄屋および用水管理者井奉行の責任を厳しく追及する仕組であった。こうして用水と堤は一体となって、兼山によつて新しく生まれた農村を育てていく。なお貞享二年（一六八五）は用水路、堤防完成の時点ではあるまいか。人びと

が感謝をこめて、兼山を八田大井流付近に祀つたのは明和八年（一七七一）であった。

ところで前史料によれば、堤防工事の基本は山土運びであった。これは時間と労力を要する作業である。トロッコもない時代であった。多くの労力が籠められていることを知らねばならない。明治三十五年（一九〇二）の「門田益穂日記」「門田家文書」には、森山の堤防に山をくずして土を運んだ記事がある。すでにこの時はトロッコを使っていたが、それでも基本的技術は兼山時代のものと考えられた。多くの人びとが、午前五時から午後五時まで早春というのに働いている。運ぶ土を堤防付近の畠地に求めたこともあるが、距離の関係で止むをえなかつたであろう。また運んだ土を分銅で地築きをして固める。責任感に溢れた当時二十五才の益穂は、同年三月二十

山内氏はたしかに約束を守って、本田一「長宗我部地検帳」の地高は増減させなかつたが、表の示すように相当の新田は藩から捉えられ、貢租の対象となつてゐる。藩財政にはそれだけプラスとなつたものである。ところで

春野町関係本田新田一覧		「吾川郡本田新田地払帳」より集計		
村名	本田	新田	比率	(新田)
内谷	五〇六石九八三	七九石三六九	一六%	
東諸木	一四五六・〇五四	二四六・三九五	一七"	
西諸木	二七九・四〇六	一一八・四〇一	四二"	
吉(芳)原	八七〇・四一八	七五・二九七	九"	
喜津賀	九八七・四七六	二八四・〇七三	二九"	
秋山	九四五・八〇九	一二三・〇五〇	一二"	
甲殿	一六〇・四六八	一五七・〇六七	九八"	
仁ノ	五一二・四一二	三一一・〇五〇	六〇"	
西畠	五五三・三五七	四七・九三二	九"	
森山	一〇一八・三四一	一四三・〇〇六	一四"	
弘岡下	一四五四・九二七	二三六・〇五七	一六"	
同中	一四〇〇・五五五	五九・四七五	六"	
同上	一九一五・三八三	一六九・一六三	九"	
合計	一二〇七〇・五九〇	二〇四〇・三三五	一七"	



「吾川郡本田新田地払帳」(甲藤勇氏蔵)

新田一般 前述したように、入国期の動搖混乱を、「長宗我部地検帳」の地高を、一筆も一步も増減しないことを約束して切り抜けた山内氏は、しかも藩政安定とともにわが道を歩み、新田検地によつて新たに貢租を賦課すべき田地を捉えることになる。まず村上改が行なわれたが、以後も庄屋を通じて常時その捕捉につとめるとともに、また二十年一五十年の長期間に一度というように、大掛りの新田検地を行なう。こうして新田は徐々に増大し、それぞれに村上改、古堀明⁽¹⁵⁾のように本田並のものから、元禄期検出の総堀明にいたる。春野地方の本田、新田を「吾川郡本田新田地払帳」から集計左表とした。

不明。又。不明。猶。お。又。不明。是に於てかと止むなく該堤防上を漫歩する教回、最後の東行微かに明らかにして堤上一個人ある者。如し。近づき見れば、これ又工事係として出森せし山崎氏其の人なり。互いに其の挨拶を為し、且つ話し且つ問い合わせ共に東して宇佐道に至る。時に二人の夫居れり。少時にして人夫来る事ここに都合十七名(略)。
感概深く綴つてゐる。こうした責任感のある人たちによつて、堤防も用水も長く守られてきたのであつた。オランダの少年が生命をかけて堤防を守つた話は、けつして他事ではなかつたのだ。

新田と郷士

新田の高や比率が村別に相当ちがつてゐる点など、考えてみる必要のある問題がある。この時点では新田となつた所は、多くは長宗我部氏の時代は未開発であったので、たとえば「弘岡地検帳」中之村上之村に、

大谷口西ノ江。^{ソエ}
一、四十代上
出堀反十三代四分

同(大谷川内)
光蓮寺分

とある「江」がまづあげられよう。江すなわち低湿の沼沢は弥生時代以来逐次水田となつたが、ついにこの時代江の水田化は完了する。したがつて右表から左表をえる。

新田高の村別比較表

新田高	村名
二〇町以上	東諸木、喜津賀(西分)、仁ノ、弘岡下
一〇一二〇町	西諸木、秋山、甲殿、森山、弘岡上
一〇町以下	吉原、西畑、弘岡中

右はいづれも江の多少の結果である。なお前表の比率は本田の広い所では新田の率は低くなるので、事情の説明にはむしろ右表が説得的である。つぎにこれらの新田の内容に立ち入つて考えてみよう。また「吾川郡本田新田地払帳」によつて表を作つてみた。

春野町関係新田一覧

「吾川郡本田新田地払帳」より集計

村名	新田地高	蔵入地	知行地	役地	知領地
内谷	七九石三六九	八石〇一六	○	七一石三五三	○

東諸木	二四六・三九五	一六二・七五五	八三石六四〇	○	○
西諸木	一一八・四〇一	九一・六三一	二六・七七〇	○	○
吉芳原	七五・二九七	五九・二五四	一六石〇四三	○	○
喜津賀	二八四・〇七三	八〇・七七三	一九・二三〇	○	○
秋山	一二三・〇五〇	八四・三五七	〇・八一〇	〇・五〇〇	二七・三八三
甲殿	一五七・〇六七	一二九・〇九四	○	○	一八四・〇八〇
仁ノ	三一一・〇五〇	一七五・四四〇	○	○	二七・九七三
西畑	四七・九三二	一一・六八六	○	○	一三五・六一〇
森山	一四三・〇〇六	一三一・六七三	○	○	二一・三三三
弘岡下	二三六・〇五七	一一五・九五〇	九五・二六四	八・五三七	三六・二四六
同中	五九・四七五	五八・三一五	〇・八二七	○	二六・三〇六
同上	一六九・一六三	九六・七七四	一三・九一八	○	〇・三三三
合計	二〇四〇・三三五	一二〇五・七二〇 (五九%)	二四〇・四四九 (一二%)	八九・三九〇 (四%)	五一三・七七八 (二五%)

近世初期の春野

この表にはまず若干の説明を要する。新田が蔵入地、知行地、役知、領知と分れてゐることであるが、土佐の場合新田について後述の郷士との関係が密接であるため、新田すなわち領知と考へやすいが、これは正しくない。新田にも以上四つの種別があり、しかも断然藩の直轄地すなわち蔵入地が多い。これは実は当然であつて、新田開発には多くの資金と労力が必要である。当時藩は最大の労力、資金の持ち主である。したがつて蔵入地新田が

多いのは自然である。さうに藩は郷士その他に資金を提供して新田を造成させ、後資金の返却に苦しむ郷士らから新田を没収することもあるので、なおのこと藩有の新田が多かつたわけである。つぎに知行地であるが、山内氏は原則として本田を知行地にしたが、新田も場合によつては知行地にした。土地がせまかつたからである。しかしながら原則はよく守られたので知行地の新田はかなり少ない。また役知であるが、これは藩士が自力で開発した新田で、少額の役銀を藩に出したが、その所有権が強く、地租改正ではいずれも旧藩士の所有地となつたものである。⁽¹⁶⁾ 役知は内谷に多いが、その持主の一人山内監物は内谷に知行地を、今一人の葛目与次右衛門は、隣接横浜村（高知市）に役知を持っている。これらの相互関係を考えられよう。

さてここで、領知すなわち郷士に言及しなければならないことになつたが、その前に、新田耕作農民の負担をあげておこう。新田は本田よりも低租であった。第一には生産力が低い関係であつたが、そのほか新田開発を奨励するという立場があり、とくに蔵入地の場合、農民が開墾したものは低い年貢でよく、原則として四公六民であつた。これは開拓の意欲を大いに刺激し、その結果が広い蔵入地の新田となつたと思われる。中にはほとんど藩が開発の資金を出さず、検地によつてうまく捉えたものも少なくなかつたはずである。知行地も蔵入地に準じたが、ひどいのは役知であつて、年貢と加治子とを合せて役知の持主に払つたものである。資金を提供した結果ではあつたが、新田開発の利益はほとんど持主に吸収されたものである。

領知と郷士 前表に返ろう。新田で蔵入地につぐ広いものは領知であつた。この領地こそ有名な郷士の所領であつて、両者はまったく不可分の関係にあつた。荒地開墾を条件に藩より取り立てられた郷士が、首尾よく開墾すれば領知と認められ、したがつていよいよ正式にまた郷士となるものである。

さて郷士の先祖は、度々ふれた長宗我部氏に仕えた一領具足である。山内氏入国とともに、武士身分から農

民身分へと格下げされたが、一部は庄屋に任用された。もちろん、長宗我部氏の終末期一万と数えられた一領具足であつてみれば、庄屋に任用されないものは多く、村方における伝統的勢力を維持しながら、藩政に不平を持つ者も少なくなかつた。しかも、長宗我部氏を支えて四国各地に進出した、祖先の栄光の記憶はなお新たであつて、したがつて有能な人物もまた多く、これらを起用して藩政に組み入れるとすれば、山内藩政はいよいよ強固となる。のみならず田地の開発の目的も達成される。まさに一石三鳥となるものである。通説のように、二代藩主山内忠義の命により、野中兼山の推進したもので、郷士起用は、用水路建設とともに土佐藩政で兼山の名を不朽にするものである。「郷士関係書類」「土佐国地方史料」には、山内氏入国後彼らの多くは「二君に仕えずの意地からして、其のまま山谷にて春は葛を掘り夏は蕨を掘り、野地を開き粟を作り、今日の暮し方には葛布太布を着し、刀はさび候へば自らとぎ、柄は藤かづらにて巻き、譬へ葛、蕨を掘り候ても刀は帶び候」として誇り高く生きていたものである。「淡輪録」「土佐國地方史料」には、さらに郷士起用をつぎのように具体的に語る。筆者淡輪四郎兵衛は、この時他国出身ながら起用された郷士出身の逸材で、後土佐國総浦奉行にもなつたものである。

正保の頃忠義様野中伯耆殿へ仰出だされ、当御國中にて新田開発なされ候。此の故は先國主元親公に仕えられ候國侍。（一領具足）ども埋まり居り候を不便に思召され、名ある者共の子孫を擇び、右新田を以て召抱えられ、郷侍（土）と号し御留居備えに仰付けられ候。然るに我等事親他國者故、元親へも仕えず候え共、先祖の改めこれある折節右郷侍に出で、慶安元年三ノ丸に於て初めて忠義様へ御目見仕り候時、本国を聞召しとげられ、和泉淡輪（大阪府）の事具さに聞召させられ、其の子孫にて候やと御懇ろなる御意にて先祖を顕し候事。

右の史料の後半は、四郎兵衛の個人的な述懐であるが、前半は郷士起用の一般的な姿を示すものであつて、その最初は実に正保元年（一六四四）香美郡野市村（町）に新田開発が行なわれた時であつた。この時約百人が郷士と

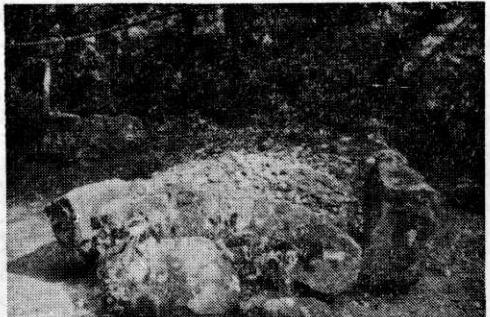
仁 ノ 同 新 藏	甲 殿	秋 山	喜 (西津分) 賀	村 名	鄉 士 名	領 知 高
				村 内 谷	村 内 谷	○
				東 諸 木	東 諸 木	○
				西 諸 木	西 諸 木	○
			吉 (芳)	原	伊 藤 勘 平	八三・六一〇
				植 田 源 四 良	松 岡 嘉 太 右 衛 門	一六石〇四三
				和 田 善 右 衛 門	松 岡 惣 兵 衛	二六・六〇〇
			上 田 源 五 良	上 田 源 内	五七・五七三	
			上 田 源 内	上 田 源 内	一二・〇五三	
			小 嶋 惣 九 郎	諫 訪 彦 右 衛 門	一六・二九七	
					七・五三三	
					七・七九七	
					一〇・〇〇〇	
					一七・九七三	
					四五・四八〇	
					一四・四七〇	
					一・八八〇	

春野地方郷士一覧

〔吾川郡本田新田地払帳〕による。

右の「散田」^{まんでん}とは藩有の荒地—無税地のことであつて、しばしば草刈場の場合があり、そのため郷士と農民との間に対立の起ることもあつた。草刈場が失なわれるからである。なお右の「村与左衛門」「下村庄八」は、兼山の下僚で郷士起用の審査をしたものである。

とにかく、旧一領具足の子孫が争つて出願して郷士となり、春野地方にも多くの郷士が生まれた。前掲「吾川郡本田新田地払帳」から次の表を作り、元禄末期の郷士の一覧表とした。



覚
一地廿三ヶ所 代数ホノギ共略
メ 壱町武反三拾五代余

右の通り散田見立て申し候間、百人衆並に、私倅に下され候様に仰上げられて下さるべく候。以上

承応二年七月十六日

村与左衛門殿

下村庄八殿

小松仁左衛門

なつたので百人衆と呼ばれたが、以後兼山の時代末までに約一千人が郷士となつた。いわゆる百人衆並として度々起用されたのであつて、したがつて領知も、各地の未開墾地を見立てて請願許可されたので、多くの村々に郷士が生まれることとなる。「郷士開基論」「土佐国地方史料」には、願書を次のようにあげている。



弘岡上行当

元祖 岡林将監

右は安芸備後守国虎迄代々家臣にて、則安喜の内九頭神屋式と申す処に住居仕り、実子岡林平助浪人に相成り、平助実子少

左衛門郷士職に召出ださる。以後左の通

第一 岡林少左衛門儀、明暦二申年十一月弘岡上ノ村クセイと申す所、一谷懸て藪田
荒地開発願奉り候処、同四戌年正月願の通御聞届けこれを仰付けらる。

一同年百人並郷士職に召出だされ、元祿五申年迄三十五ヶ年相勤め、同年十一月病死。

第二 庄左衛門儀、下田村住居郷士今井六郎左衛門弟にて、養父少左衛門実子男子ござなく、存生の内、元祿六酉年養子に願い奉り、御聞届けこれを仰付けらる。

一同年正月養父少左衛門跡式、相違なく相続これを仰付けらる。

一宝永四亥年迄十五ヶ年相勤め同年十二月病死。

第三 庄左衛門儀、宝永五子年二月父跡式、相違なく相続これを仰付けらる。
一享保年中より御材木流しの節、仁淀川筋守方且つ洪水の節流失の寄木改役これを仰付けらる。

が一人もいない。浦戸一揆の関係だろうか。当時のほとんどすべての郷士は没落し、その記録が伝わらない現在としては、これ以上はわからない。

郷士岡林氏 前掲一覧表によれば、弘岡上ノ村に「岡林庄左衛門」という郷士があつた。野中兼山取立ての郷士がほとんど没落して、現在その由来を示す史料も伝わらない時、岡林氏の年譜が伝えられているのは、まことに有難いことである。「郷士年譜」高知県立図書館蔵、および弘岡上岡林寛氏所蔵同家系譜によれば、郷士岡林氏の家系は次のようにある。繁を厭わず収録した。

集計		延	二九人(二十五人)	五一三・七七八
弘	岡	中	前田半十良	○・三三三
弘	岡	上	下元喜七良	七・二四七
福	田	彦	前田半十良	一・六九七
福	田	彦	楠瀬相之介	○・六〇〇
岡	林	庄左衛門	山本甚六	七・三〇〇
			岡林庄左衛門	四一・六二七
			延	二九人(二十五人)

この表によつて、春野地方にも約二十五人に近い数の郷士が当時居たことがわかるが、内谷と東西諸木には郷士

一 延享三寅年五月御巡見御上使御通行の節小送り作配これを仰付けらる。

一 宝曆十一日年迄、五拾四ヶ年相勤め同年十月病死。

第四 庄六儀、宝曆十一日年十一月父跡式、相違なく相続仰付けられ、父勤懸り仁淀川筋守方其の儘これを仰付けらる。

一 明和六丑年迄九ヶ年相勤め、同年九月病死。

第五 嘉左衛門儀、弘岡上ノ村百姓藤七伴にて、養父庄六実子男子御坐なく、同姓の訳を以て、明和六丑年養子に願い奉り御聞届けこれを仰付けらる。

一 同丑年養父跡式、相違なく相続これを仰付けらる。

一 寛政四子年迄二十四ヶ年相勤め、同年閏二月病死。

第六 孫作儀、森山村住居士吉川權右衛門弟にて、養父嘉左衛門実子男子御座なく、存生の内天明七未年養子に願い奉り、御聞届けこれを仰付けらる。

一 寛政四子年養父跡式、相違なく相続これを仰付けらる。

一 同九巳十一月御在國中上下武人扶持下し置かれ、御鹿狩先遣役仰付けられ、文政十四年丑年迄都合二十一ヶ年相勤め申し候。

一 寛政年中若殿様御兔狩の砌御入り遊ばさる。（文化年中にも御二方兔狩）

一 同十四丑十二月思召し當てられ、領知物成米壱石これを減ぜらる。（孫右衛門を孫作と改名）

一 文政八酉年迄、三拾四ヶ年相勤め同年七月病死。

第七 庄五郎儀、祖父孫作実子久五郎早世仕り、文化五年十月久五郎伴弥之助儀、孫作家嫡願い奉り御聞届けこれを仰付けらる。

一 同七申十月廿六日若殿様御兔狩御用仰付けられ、同年十二月十五日御屋式に於て、御紙五束拝領これを仰付けらる。

一、同十一子年三月二日御矢開きの御含み旁以て、御殿に於て削物に御酒頂戴の上、御紙五束拝領これを仰付けらる。

（文政九年庄五郎と改名）

一、天保二卯十二月格段の思召しを以て、御殿に於て御酒頂戴これを仰付けらる。

一、御在國中に御鹿狩御射詰め、文政二卯年以来相勤め居り申し候。

右の通に御座候。

天保九戌二月

深尾相模殿御預郷士

岡林庄五郎

取次方役人所

郷士岡林氏は、右のように一領具足層で安芸氏の家臣であつた。運命の転変によつて落付いた弘岡上ノ村のクセイは、「弘岡村地検帳」中之村上之村に

クセ井

一、式十壹代出式十代壹分今島村六兵衛給

同（行当河内）本中内彦丞分又七郎作

外三筆の田畠があり、岡林氏はそのうち

クセ井谷

一、三反出四反六代下山畠内六反拾六代久荒

同（行当河内）

散田

新五郎作

右に示された「散田」こそ郷士が好んで開発したところである。多くは一旦開発した所が荒れていたので、藩有の無税地となつていたものである。明暦二年（一六五六）から元禄末まで約五十年である。この間に約四町（四

ha) の田畠を開発して前記「郷士年譜」の伝えるように、藩主の鹿狩、藩主の世子の兎狩に参加したほか、洪水には仁淀川に出役して、流失する藩の木材の盜難を監視したり、また恐らくは仁淀川洪水に傷んだ堤防の修理の監督も、藩の普請奉行の下役として勤めたことであろう。農民のみの居住する村方において、一頭地を抜いて恵まれた生活を持つことがわかる。

岡林氏本家はその後クセイ谷を出たので、今はその屋敷地も人手にわたり、夏草の賦の感じがしないでもないが、それは人間と社会の転変である。屋敷の山懷には累代の墓標が整理され、名家の面影を伝える。屋敷跡に立つてクセイ谷を見渡せば、東に高く荒倉山の西の尾根が深い森林に覆われて聳え、その間に深く食い込んだのがクセイ谷で、いわば扇状地である。水は礫層の下を流れるので田にはならないが、畑としては好適であり、飲料水も豊富である。乱世の苦渋に満ちた生活はこの豊かな自然の中で先ず終止符を打たれたことであろう。たまたま山内氏は荒倉山一帯を御留山とする。森林保護というよりは、藩主の鹿の狩場としてである。山内忠義の狩に供をした弘岡中ノ村の石田助左衛門はその名手であったという。岡林氏の栄光はこの鹿狩と関係が深い。もっと多くの農民にとっては、山は利用できないうえに、狩の労役は課せられた。相当迷惑であつたと思われる。

ところで現地を案内された分家の岡林喜美子氏は、たまたま「家来様」の墓もあつたが、近頃累代墓を建てた時、これも一所に納めたと話された。そして家来の墓は岡林家の墓より一段下にあつたという。すでに述べたように、一領具足は中世は名主であり、名子や被官という隸属した人を何人か従えていた。これらはまた家来とも呼ばれた。主人との関係はなお近世にも続いたことがあり、とくに郷士の場合、開墾の労力はほとんど家来が提供したものである。「沢田家文書」「大忍庄の研究」に、

一領知開発は専ら家来に開かせ候事。

とある通りである。もっとも同史料には

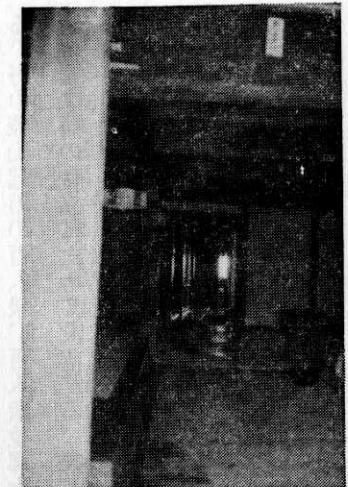
一百姓開発分は開料遣し候事。

とあって開発料を支払う場合もあつた。「淡輪録」高知県立図書館蔵には、藩から金穀を借用した郷士が、開発および領知經營に失敗し、ついに領知ばかりでなく家屋敷、家来までも没収された例がある。岡林氏はそのようなこともなく、また藩政中期没落した多くの郷士とも違って、藩政末期まで家運を維持したものである。むしろ好運といえる。たまたま分家とは云え子孫の方が「家来様」と呼び、しかもその墓を主家に合葬したことを聞いたのは、うれしいことであった。郷士の領知經營は、実はこの家来によつて支えられていたからである。

なお仁ノには多くの小島（嶋）姓を名乗る郷士があつた。「仁ノ村西畠地検帳」には小島氏が多く、「主居」とある屋敷居住者は小島堪十良、小島久左衛門、⁽¹⁸⁾小島介左衛門、小島五良兵衛らである。おそらくこれら「地検帳」の小島氏の子孫が郷士となつたのであろう。郷士小島氏は早く没落したので史料の伝えられたものはないが、仁ノの仁崎に近い丘の見晴しのよい墓地には、巨大ともいえる小島氏の墓があつた。その昔の繁栄を語るものである。野中兼山起用の百人衆、百人衆並郷士はまた初期郷士ともいわれる。元禄から享保にかけて、これら初期郷士は家来層の自立によつて没落する。後述するところである。以下項を改めて新川町の起こうりに移ろう。

新川町の起こうり

新川の落し 筆者の少年時代、民謡と踊りが盛大に復興したことがあった。第一次世界大戦直後のことであったと思う。その当時の高石村用石（土佐市）の踊り場で、次の歌を聞いた。



(新川町) 屋石用

乗りかけた、乗りかけた、
新川の落しへ乗りかけた。
。。。。。と思うたら、

十六島田へ乗りかけた。

というのであった。藩政末期の繁栄した新川を語るにふさわしいものであろう。今新川の落しに立って見ると、昔時筏や船の屯ろした上手の船場もすっかり模様が変つたようになつたし、

また下手の船溜りになつた新川川の起点も、浅くなつたうえ狭くなり、そこで筏を組んだり、船に薪を積み換えたりした當時を想像することも困難になつてゐる。「昔の新川を偲て」三好源美、三好節氏には、「用水路(弘岡井)は割合高い所を取り、途中諸木井筋(北井筋)、川窪井筋、南井筋の支流を分ち「落し」に突当つたのです。

ここに落差の為上流の物資はそのまま下る事が出来なく、当地の商人に売られた大きな筏は解体して「落し」を下し、舟の荷物は一旦「せんば」に陸上げせられ、更に下流の舟(新川舟方衆の所有)に積みかえられ、集まつて来た平野の産物と共に高知市に運ばれたもので、これを運んだ舟は、吾南や奥地住民の日用品を運んで帰り、落しは其の終点となつていたので、新川は物資集散の中継地として、それを取扱ふ運漕業者や商人を主とする町として繁栄したものである」とあるが、高知市を城下町と書き換えても正しく、落しのために上下する物資の積み換えが必要となり、そこに新川町が成立したことを正しく伝えている。

「豊熙公巡国記」戸部良賀によれば、弘化二年(一八四五)、土佐国西半を巡行した山内豊熙一行は、新川の落しの勇壮な運材に驚嘆したのであつた。抽出してみよう(19)原漢文。

南新川に至り駕を夷堂に駐して、筏師の技を観る。其の地や西高く東低し、故に水を堰きて板数丈を布く、盆を傾けたるが如く急湍箭の如し。而して人独木或いは雙木に乗り、一竿を操して下る。其の溝合に及び盤渦跳沫の処、竿を以て水を撥して揖遊隨て水に没せざらしむ。其の偶々没する者亦水を見ること平地の如く、遊泳して岸に上る。即ち錢及び酒を筏師に賜ふ。

藩主一行は、有名な戎堂に駕を駐め落しの急流を巧みに下る筏師の妙技に感嘆している。仁淀川の激流を下る勇敢な筏師にとって、むしろ新川の落しは容易であったかもわからないが、長い平和に慣れた武士を驚かすには十分であつただろう。

右の「西高く東低し」とは、用水弘岡井筋の水位が高いのに対し、新川川が低いことを示しているが、これは当然であつて、現在でも約三メートルの落差である。自然堤防を主とした吾南の平野に灌漑する弘岡井筋の水位は、高いことが望まれるのに對し、舟運とともに吾南平野の排水を目的にした新川川は、水位の低いことが望まれる。両者の接点に三メートルの落差が生まれるのは、止むをえない自然であると云うことができる。「野中兼山関係文書」高知県文教協会には落しの全構造を、

新川閘、森山村字大坪にあり。高さ九尺(一・七m)、幅五間(九m)、長十二間三尺(二二m余)、構造大石木材を用い、下地を大石にて畳し、上を松板にて蒸廻す。水の低落する所左右に波止あり、長さ各八間(一四m)根置三間(五m)、馬踏一間(一m弱)大石蒸廻し。

大石木材を豊富に使つた大工事である。ことに右の「水の低落」以下のところが前述落しに當り、その上部に広い船や筏の積荷処理の船場が設けられていたことがわかる。

野中兼山が新川の落しを創案したのであらうか。現在の京都市の疎水運河末端の、インクラインにも見られる

さて兼山は、ここ落しを中心に新しい町を建設することになった。入国後約五十年をへて、かつて村落に町を認めない藩の方針は一変した。もちろん直接には筏や船に乗る人たちのためではあったが、それに止どまるものではなかつた。以下新川町の起こりに進もう。

さして右諸方の難儀に相成り申し候（下略）。

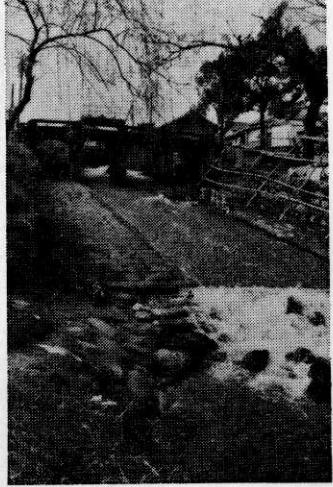
水不足のため灌漑も水運とともに苦しむ。「諸方の難儀」とある通りである。右の史料は灌漑優先で貫かれてはいるが、限られた水資源という今日的な問題の起源に連なるものとして、注意に値するのであろう。今は繁榮した昔日の面影はほとんど失なわれたが、新川の落しに立つて、改めて往時を懐顧することも無用ではあるまい。

もちろん封建社会であつてみれば、どこまでも農業中心である。舟運は灌漑よりは下位にある。したがつて干天による水不足の場合、新川の落しを開いて筏をおろすことはとくに制限され勝ちであった。〔西分村史〕春野町役場蔵は、その間の事情を次のように伝える。

ところであるが、弘岡井筋、新川川の内陸水路は、当時の造船技術段階からいえば、安全な航路を約束したものであつて、ことに外洋航行不能の筏を通じたことは、特筆されるべきである。時代の要請にまつたく答えたものと思われる。

もちろん封建社会であつてみれば、どこまでも農業中心である。舟運は灌漑よりは下位にある。したがつて干天による水不足の場合、新川の落しを開いて筏をおろすことはとくに制限され勝ちであった。〔西分村史〕春野町役場蔵は、その間の事情を次のように伝える。

然る處に、井下村々新水田先生より段々相増し、用水不足に罷り成り、井下村の高見の場所へ用水上り申さず、干損に罷成り申し候。且つ又近年新川運営三四年以前は四月より七月まで用水掛りの内、月々六度宛水門を明け船通し仕申し候へとも、午年より以後用水不足に付き、船通し申す事相成り申さず。是れを以て新川山分の渡世に仕来り申す処も、用水の時分は水門明け致さず、渡世留りに難儀仕り申し候。其の上御城下表へ新川薪参らざる故高値に相成り候時は、外御役手より、井役人の悪技を以て水門明け申さざる様に相聞き申し候へども、近年に至り用水至極の不足故明け申す事相成り申さず、依て右諸方の難儀に相成り申し候（下略）。



(現在)新川落し

優れた装置が、兼山の時代に土佐で考案されたとすることは、やや困難ではなかろうか。どこかの地域での先例を輸入したと考えるのが自然であるが、落しによつて、灌漑用水路と水運は完全といえるように接続し、仁淀川上流山地地方の物資は城下町に、また城下町および平野の物資はその逆に仁淀川上流に運ばれる。下るものは木材、薪炭であり、上るものは塩、魚等生活物資であつて、両者の間に補完関係は成立し、結局は土佐藩の産物として上方一大阪方面に送られることになる。

前述したように、土佐藩政は農民に自給生活を強く求めたが、藩全体としては、年貢米等の物資売却のため上方市場への関係を入国期から強めていた。とくに元和改革と呼ばれる元和一寛永にかけての藩政改革で、藩財政窮乏打開に取り組んだ藩政指導者は、いよいよ上方市場への連絡を強め、木材を中心とした土佐藩の物資は、大坂藏屋敷—白髪町にあつた一に殺到する。野中兼山の施政も、この方向に循いながら、さらに強化拡大したものであつて、兼山は、東に山田堰に連なる舟入川を掘つて、物部川上流と城下町を水路で結ぶとともに、弘岡井筋と新川川とをもつて、仁淀川上流を城下町に結んだものである。

もともと仁淀川の河口は現在よりも深く、船の航行を許したようである。伝説ながら、山内康豊の船が用石（土佐市）の南端に上陸したとあつた。仁淀川の水運は、したがつて、河口から土佐湾に出ておそらく浦戸に連絡したものであり、この河口を扼する新居村甫淵（土佐市）と、仁ノとに税徵収の役所が置れ、水運関係のものも住むことになる。もちろんこれらは弘岡井筋、新川川開通によつて、新川あるいは長浜に移転すること後述すると

新川町の起こうり 「土佐藩商業経済史」平尾道雄には、弘化元年（一八四四）、森山庄村屋今井団右衛門と新川町老甚三郎の「奉愁願」をあげている。このなかに新川町の起こうりを簡明に記した左の一項がある。新川町成立後二百年をへているが、事態を正しく示すものと思われる。

一、新川町成立根元の儀は、新居村帆淵に御分一場これあり、川尻湊は仁ノ村の内にて、仁淀川筋津口御改仰付けられ候処、思召しを以て、慶安元子年より八田大井流を初め長浜迄新川井筋新たに御普請御成就の上、帆淵御分一場は長浜へ御引移り、川尻湊は吾川仁ノ村の内に付き、浦戸御分一御支配に相成り、諸産物津口御差止め仰付けられ、夫より八田閥には筏越しこれなき関所と御定めの上、山分筋より出候諸産物、竹木板類諸仕成物、保佐、薪、起し炭、船筏、陸持とも向後新川通り津口に仰付けられ候を以て、帆淵のものとも新川へ御引かせ、町並新たに御取立て仰付けられ、本立つ船乘並びに、竹木板類諸商業仕り候様仰付けられ、御城下廻り並びに地壳とも勝手次第に仰付けられ候。

まことに明快であって、前述したように、内陸水路の開発とともに、仁淀川河口の分一役所—徵税所や港を廃して浦戸、長浜等に移すとともに、業を失なった人びとを新川に呼んで新川町を作り、水路の中継地とするとともに、木材、薪関係の商業を許可したことがわかる。弘岡井筋が新川川と連なつて一応完成したのが承応元年（一六五二）であるから、この年をもって新川町の起源とすることができよう。右の「帆淵のものとも新川へ御引かせ」と移住させたことは、西畠の「弘願寺文書」に

享保元丁申の歳

知昇到西 正徳四甲午年

十二月十六日

新川鮎屋平太夫新居甫淵より来る人也。鮎屋元祖也。

正徳二辰の歳

妙俊 元祿二己巳年

鮎屋平太夫妻

これは新川町でも旧家と云われる船屋—鮎屋の先祖が、新居村^(帆)甫淵（土佐市）から移住したことを見明するものである。「昔の新川を偲びて」三好氏前出には、藩が打撃を受けた甫淵の人々に特に移住をすすめ、そのためには、当時工事の困難であった井戸を藩が掘つて与えたとある。もともと畠地で屋敷もない所であったからである。さらに同書は、商売に便利なぶつちよう建築も認めたとされたうえ、現在に及び

新川の出来初めには甫淵の移住者が多かった様だが、部落の盛衰が甚だしかつたので移動が多く、現在まで続いている旧家は宮脇森男氏方（木屋）杉野龍吉氏方（杉屋）岡村秀雄氏方（ふな屋）など、極く少なく、其の他各地よりの移住で急に発達した寄り集りの部落で、出身地を屋号に名乗る家も多く、其の一端が同える天野屋、西畠屋、用石屋、小川屋、宇佐屋、伊与川屋などがそれである。屋号の事が出たので序でに他にもふれてみると、桜屋、戎屋、住吉屋、福村屋等えんぎで名乗つたのではないかと思われる家や、取扱い商品からつけたと思われる木屋（数軒あり）、米屋、よろづ屋、ふな屋、わた屋など如何にも商人町の面影が伺われる。⁽²⁰⁾

とはなはだ明快であって、現状を語るとしても、そのまま歴史に連なるものである。入国以来約五十年をへて、村落生活はしだいに発達し、止めて止まらぬ商品経済は村方に侵入する。とくに貧窮のなかから、運命を商業に発見しようとして集まつた人びとが多かつたことと思われる。ことに出身地を示した屋号には、故郷に限りない愛着を持ちながらも、冒険と進取に生きた人たちの心情を理解させるものがある。高知市在住弁護士森岡二三氏は、用石屋の流れを汲み、用石北山の穴口が祖先の住所であったと語られた。穴口は、高岡井筋に延宝頃貫通した水路のトンネルの出口である。この穴口の住人が後同じ兼山由縁の新川町に移住する。何となしに歴史を感じ

と人家六十余の集落となる。森山村に属していたので、前出史料のように森山庄屋の支配下にあつたが、農村とは異なる商業集落であるから、別に新川町老が置かれ、その支配を受けたものである。

さて前述したように新川町成立の時期には、藩の商品経済への傾斜は強まり、それが新川町の起りに通ずるものであつたが、あれほど農村への商品経済侵入を警戒した藩が、在郷町を認めざるをえないようになつた理由の一つに、年貢の金納化がある。もちろん本年貢は幕末約その二割が金納化された程度であつたが、小物成一雜税は田銀として兼山時代頃金納化された。また本年貢でも畠年貢は金納化が進められる。畠作物には商品化しに

新川

村の西北に在り、川を挟んで人家六十余、東西三町余、船の運漕あり。

の人たちに運んで来た物資を譲らねばならない。下流運搬は許されない。これに対しても新川町の人は上流まで船を漕ぎ上ることが自由である。片手落ち⁽²¹⁾のようであるが、藩が積極的に新川町に保護の手を伸ばしたことわからる。

もちろん特権にはかならず反対の負担はある。同じく「奉愁願」に

一右九十三艘に懸る御公役の儀は、太守様初め奉り西筋御通駕遊ばさせられ候節、且つ御公儀御役人御来国の節、仁淀川、須崎新砂（莊）川御通りの節、新川より入用程乗廻し、右川筋にて船橋等懸け是れ迄御用相勤め來居り申し候。とあるように、藩主、幕府巡見使らが土佐国西部を通行する時は、仁淀川と新莊川に船を並べて橋にする。その船の乗り廻しが新川町の負担であった。そのような行列はそう度々ではないが、相当の厄介ではあつただろう。かくて新川町は承応元年（一六五二）成立後約五十年、元禄末頃には左のようにならが立並ぶことになる。「土佐州郡志吾川」郡森山村に



戸井古町川新（野中兼山時代構築）

じさせるものである。

さて積極的に新川町を取り立てた藩では、当然ながら町が成り立つように保護の手を加える。これは町に商業の特権を与えることである。前略「奉愁願」「土佐藩商業經濟史」には、まず

一新川船九十三艘、船梁板^{へさき}に御取極め、長浜御分一役場におるて寸法、石数相定め居り候處、尚又天明八申年御改正仰付けられ候。素より前々より御城下堀々へ横着^{ひよだよ}け御免、廻船同様船中にて飯米煮焚勝手次第に仰付けられ候。

右の「船九十三艘」がまず第一の特権である。これは底の浅い川船で、浅い新川川の航行にはきわめて適合したものであつて、これによつて城下町に出て、堀川に自由に横付けできる。しかも廻船同様に船中で炊事も許されている。新川町の吉田熊太郎氏よりの聽込みによれば、大正の頃、大体同じ事情の中で、「高知通いの川船は朝出てやつと午後一時ごろ長浜へ出る。ここから高知へは汐や風の具合を見て航行するが、着くのは夕方であるから、まず一日仕事、往復一日かかった」という。船の中で炊事が許されないとなれば大変である。

このほか「奉愁願」には、

一新川水門の儀は御関所同様にて、山分筋より乗下り申す船筏とも右水門限り、新川船の儀は山分筋とも通船仕り候様仰付けられ候。

これは重要である。仁淀川上流地方から船や筏でやつて来た人々は、すべて落しままでであつて、ここで新川町

くい自給性のものが多いからである。こうした年貢の金納化は、自然農民を商品作物の栽培に向かわせるとともに、これらの商品作物には市場が形成され、生産者農民はこの市場に結び付いて、金納年貢のための貨幣を手に入ることになる。こうして相当の農山村を控えた所では、どうしても商業集落が必要となり、藩としてはむしろ、そうした集落の成長に手をかす必要が生まれる。新川とほとんど時を同じくして伊野にも在郷町が生まれたし、また東部では後免町(南国市)も取り立てられている。時代の流れを示すものである。

ところで同じ在郷町伊野の発展とともに、伊野の北端仁淀川にのぞむ伊野村(町)谷に河港が生まれ、ここで積み降された物資は、伊野、枝川の駄賃だらんによつて城下町に運ばれる事態も生じたが、重量や体積の大なるものはやはり船にしくものはない。「伊野町史」拙稿 所収同町「森下家文書」森下小一郎氏蔵には、

一、炭 百拾六俵也

内 十六 樽 値段 壱匁五分九ナナフ
百 並 在所 右同 八分九

右は支配出来炭伊野きく屋庄兵衛船を以て、御城下廻り藏屋重左衛門方え積廻し候間、道筋差間えなき様仰付けらるべく候。以上

(力)辰 十二月廿日

勝賀瀬村庄屋代

山本又助アシタツ

として新川町経由船積みされる。又同文書には「私共儀尔來作間の渡世に、御城下廻しの起し炭焼仕成し仕り、在所懸り船付へ持出し、伊野、柳瀬村中瀬の者へ売廻し申し候」と活発な舟運であった。なおこれに刺激されと思われるが、春野地方の内谷でも薪が伐り出されて水運で高知に運ばれたこともあつた。

こうして新川町は藩政中期を栄え、藩末には家数も二百軒に近く増大したが、藩政後期以後藩が商品生産、販

売に干渉を強めることになると、新川町には厳しい事態が訪れてくることになる。前述した「奉愁願」も、それに対して町の商業を守るために庄屋、老が町民を代表して藩に提出したものであつた。しかしながらこの点については後述することにしよう。ここで一応藩政初期を終つて中期に移る。兼山開発の弘岡井筋の水利用を中心的に、水田化—米の増産が進められるとともに、時代は多少前後するが交通関係を見ることにする。

註1、「郷士開基論」「土佐國地方史料」には、山内康豊が用石庄屋喜兵衛らに宛てた書状がある。一豊に先立つて土佐に入国したこと、また長宗我部氏の置目を守ること、一領具足も安心するようとに丁寧に約束している。

註2、土佐を出て他国に流離した人びとの運命については、「土佐國蠹簡集」「御国耶蘇宗」(「皆山集」)などに伝えられている。なかでも「御国耶蘇宗」の五百蔵左馬進一家流離の哀話には、胸を打たれるものがある。

註3、山内一豊は巡見の途次吾川郡伊野村(町)相木神社に立寄つて、神社に帰順を求めている。同様のことが荒倉神社にあってよいと思われるが、伝えられたものはない。

註4、村落境界の最終的決定には、入国後六十年ほどまで時間を要したものもあった。「森山地検帳」の張紙には寛文四年

(一六六四)五月廿五日付で、森山、秋山両庄村屋が「是より前皆森山分、是より奥秋山村地分」と両村境界を地検帳から確認している。また「喜津賀東分地検帳」にも、右の翌二十六日付で「是より後皆吉原村分」と吉原庄屋の確認の張紙がある。すでに決定したものの再確認と思われる節もあるが、村落の決定は重要な問題であった。

註5、入交好脩氏は「近世農民經濟史研究」で、この史料を分析され、いわゆる走者について評論されている。

註6、土佐藩の田地割替制については、まだ本格的な研究がなされていない。加賀藩の改作仕法と対比しての根本的な研究が期待されるが、史料もまだ十分蒐集整理されていない現状である。

註7、田役普請は水田を守るため是非必要なるものであつて、これをもつて藩の庄迫と解することはできないであろう。この慣行は現在にも生きている。ただその賦課等には問題が多く、藩政末期には田役普請に勤労意欲のない村民が多く、庄屋、老はほとんど手を焼いている「北川家文書」。

註8、名子、被官(家来)の解放自立は、藩政中期ほとんど達成される「高知県史近世編」参照。

註9、滋賀郡穴太町を本拠とした石工が、戦国時代大名に召抱えられ築城等に活躍した故事が伝えられ「朝日新聞」、土佐

藩にも穴生役があつた。もちろん石工である。また「秦氏政事記」「土佐國編年記事略」にも「石切道具十通^(種)」とある。

〃10、「南路志」には山田井奉行井上忠左衛門の考案として、

四つわくにして、長、横一間づつにわり合せ二通立て、よこにぬきを入れ、石持のゆかをゆひ、壠間の間四方へ次第に長杭を立て、夫に石をつめ入れせき申され（下略）。

たという「野中兼山」。小島、中島氏と対比される。

〃11、新川町の古老にも千本突きは伝えられている。棒は径10cm、長さ1m位いであった。これで土を突き固める時は、同時に足を上下して突く。足の力も加えるのである。監督はしばしば足のあげ方が足りないと注意したという。この活動は堤防にも用いられたのであろう。

〃12、「弘岡志金」によれば

本田新田高千式百九拾壠石八斗五升八合

西畠村
新水田

として、後に西畠村の北端には用水路が伸びている。ここは森山村に接するところである。「弘岡志金」の筆者は、これによって井下十力村のはずであるが、井下九ヶ村と呼ぶのは、西畠村が夏役夫料として、太米二斗四升三合を森山村に納めて除外を受けたからであつて、十石分は森山村が西畠村に代つて勤めたものであったという。

〃13、故安並馬吉氏は、歴史に興味を持たれ、弘岡堤の構築を吉良氏時代と考えられ、口碑等を探ぐてその最初の姿を模索されたが、その位置は現在の弘岡堤よりも外にあつたとされている。吉良氏が戦国武将として殖産に注意し、堤防を築く可能性はないとは云えないが、おそらく断片的、部分的小規模—霞堤式なものではなかろうか。中堤—吉良堤として前述した。

〃14、この規定は、用水とくに堤の保護を求めているが、用水利用規定は別にあつたと思う。香美郡野市村（町）の場合、井奉行中島氏の記録「山田堰井筋古今雜記」甲藤勇氏藏があり、土佐藩での用水関係のもつともまとまつた記録である。

〃15、「吾川郡本田新田地払帳」には森山分の中嶋村（土佐市）について、

一地拾武石五斗四升

同村新田

内七斗壠升 先年地詰目録に入来る、御矢倉帳引合せ古堀明になる。

とある。「御矢倉帳」とは、「長宗我部地検帳」のことである。右の意味は「七斗壠升」の生地が、本田として扱われていたものを、本田並ではあるが新田として整理したことを示すもので、本田と新田では貢租負担等にいろいろ差別がある。

一地拾武石五斗四升

同村新田

あつた。

〃16、役知が地租改正後も、なおもとの知行者に近代的土地所有として残されていくのは、「幕末維新の土佐の社会」拙稿参照、また土佐藩で新田のことを「堀明」と呼ぶのは何故であろうか。すでに地検帳にも出ているが、いまここでその由来を明らかにできないが、字義からしては、低湿地を開拓した事情が示されるようである。

〃17、淡輪四郎兵衛のほかに、前出一本権兵衛あるいは野村甚兵衛など、兼山政治に参加した有能の吏僚には、郷士出身が多く、郷士起用には幾多の目的があつたので、これを多方面から考察しなければならない。とくに淡輪四郎兵衛は多くの記録も残している。その人物にもっともっと高い評価を受けてしかるべきである。

〃18、仁ノの小島氏の墓地に

小嶋久左衛門氏胤 万治二年（没年）

と 小嶋与右衛門森久

延宝九年（没年）

同 妻 寛文四年（¹⁶⁰⁶）

右の二つの巨大な石碑があつた。久左衛門は地検帳と一致する。いずれにしても元祿頃まで栄えた郷士小島氏の墓と思われる。仁ノの古老には小島氏について若干の伝説を持つ人がある。

〃19、同じ巡見に従った横山直方の紀行には、「るせきの水矢よりも早くたぎり落つるを、あかはだのをのこどもあまたむれいて、四寸角ばかりの材木を浮べてその上に立ちつつ、すきずきに波の滝津瀬をくだすなるが、のりあやまりて滝つぼに落入りて、しばしども見えずなりぬるなどは目もあやふし、あるはあをむきに倒れうつぶしに落に入るもあるが、中によくのりこえたるは、したり顔にてほこれるもいと興ある見ものなり」「土佐藩商業經濟史」と記している。同様である。

〃20、春野町史編纂委員会近森謙郎氏調査によれば、屋号にはこのほか「富久屋」「紙屋」「べ」「初音」「かさや」「政屋」「松屋」「三好屋」がある。度々の洪水に記録の亡失した同町では、これらの屋号の起源、年代を確認することができないが、これらの家号は、それぞれ近郷から移住した有為の人たちを記念するものである。

〃21、保護とは大体片手落ちのことが多いが、とくに封建制の特権にはその傾向が強い。したがつて自由競争を立前とする近代社会となれば、すべて封建的特権は廃止される。ただ特権成立にはその時代なりの必要と意義はあつた。すなわち弱少な産業を自立させるための保護である。